

船橋市長　松戸　徹　殿

**2014年度
船橋市予算にかかる要望書**

日本共産党千葉県西部地区委員会

地区委員長　淀 裕一

日本共産党船橋市議会議員団

代表　関根 和子

◇ 予算要望書 もくじ ◇

2014年度船橋市予算要望書の提出に当たって	2
00. 平和問題	4
01. 市長公室	5
02. 企画財政部	6
03. 総務部	8
04. 税務部	9
05. 消防局	10
06. 市民生活部	11
07. 環境部	13
08. 経済部	15
10. 健康福祉局	
1) 健康部	18
2) 保健所	19
3) 医療センター	19
4) 福祉サービス部	19
5) 子育て支援部	22
11. 建設局	
1) 都市計画部	25
2) 都市整備部	27
3) 道路部	28
4) 下水道部	37
5) 建築部	39
12. 教育委員会	
1) 管理部	43
2) 学校教育部	44
3) 生涯学習部	47
13. 議会	50
14. 監査委員	51
15. 選挙管理委員会	51
アンケート集計結果	52
アンケート用紙（見本）	57

—— 2014年度船橋市予算要望書の提出に当たって

6月の市長選挙で松戸徹市長が当選し、市政を担うことになりました。自治体の最大の使命である「住民福祉の向上」を市政の最優先課題として、2014年度予算編成を行うことを強く要望いたします。

7月の参議院選挙では、自民党が圧倒的多数を獲得し、引き続き安倍内閣が政権を担うことになりました。アベノミクスは、「前例のない金融緩和策」で、物価の上昇と株価の引き上げを狙っていますが、株等を持たない庶民には、円安による物価上昇だけが押し付けられています。安倍政権が進めようとしている、消費税増税、社会保障制度「改定」、TPP合意、原発再稼動・輸出、秘密保護法、集団的自衛権の行使、大企業減税等は、どれをとっても、多数の国民が反対あるいは、慎重な審議を求めているものばかりです。日本共産党は安倍政権の暴走にストップをかけ、民主主義と国民生活を守るために全力で奮闘する決意です。

日本共産党市議団が行った市政アンケートでは、「前年より暮らし厳しくなった」と答える人が55パーセントにもなり、その理由として給与減、物価の上昇、年金の切り下げ、税・保険料等の天引きが増えていることを上げています。アベノミクスの下で、市民は暮らしの不安をこれまで以上に実感しています。

市財政は、決算剰余金の積み立て時点で、236億円の財源調整基金となり、過去最高額となっています。これは、高齢者福祉を削り、国民健康保険料を引き上げ、一方、市民要求の強い保育園の増設や特養ホームの建設を民間任せにして、市の責任を果たしてこなかったことによるものです。財源調整基金も活用し、以下の点に特に配慮した2014年度予算の編成に当たるよう要望します。

1、保育園待機児と特養ホーム待機者をなくすための積極的な対策をとること。

2、暮らしと生業（なりわい）を守る対策を強めること。

- (1) 国保料の引き下げ等暮らしを守る対策、医療介護の充実などをすすめること。
- (2) 市内中小企業対策として、公共施設修繕事業の規模の拡大、住宅リフォーム助成制度の再開、過大な負担となっている商業地区の固定資産税・都市計画税の減額、農漁業の振興に積極的に取り組むこと。
- (3) 公契約条例を制定して適正な賃金が、労働者に保障されるようすること。
- (4) 労働相談所の設置及び労働実態調査を行うこと。

3、安全な街づくりを

- (1) 子どもの放射能被爆を避けるため、放射能がたまりやすい場所の計測、除染を進め、食品の検査体制を市で確保すること。
- (2) 生活道路の整備、特に歩道、自転車道の整備をすすめること。
- (3) 最近の異常気象によるゲリラ豪雨による道路の冠水、低地での床上下浸水等への対策について必要な職員を配置して、整備を迅速にすすめること。

4、教育条件の整備

- (1) 学校を新設し、過大校の解消をはかること。
- (2) 学校校舎の耐震補強工事を期限内に完了させること。トイレをはじめ老朽化した校舎の改修をすすめること。
- (3) 教員を増やし、教員の多忙化を解消し、しっかりと授業の準備が出来るようにし、すべての児童生徒に基礎学力を保障すること。

5、出張所や公民館での福祉関係業務の拡充を求める声にこたえ、こうした出先 機関に必要なスペースを確保し、職員を配置し、市民サービスの向上を図ること。

6、再生可能エネルギー活用基本計画を策定し、太陽光、小水力発電等の設置・普及を積極的に進めること。

7、平和、民主主義を守る自治体に

- (1) オスプレイの普天間基地への配備が強行されたが、本土での訓練が計画されており、千葉県も訓練空域に含まれている。墜落の危険がつきまとうオスプレイの訓練を行わないよう政府に要請すること。
- (2) 住宅密集地域の中にある習志野基地での降下訓練等は、騒音、墜落、誤降下等により、周辺住民が安心して暮らす権利が脅かされている。習志野基地での降下訓練の中止を要請すること。
- (3) 国民の知る権利を奪う「特定秘密保護法案」に反対すること。

以上

〇〇. 平和問題

1. 憲法改悪に反対し、憲法9条を守ること。
2. 有事法制に反対し、市の施設や自治体職員の協力は拒否すること。
国民保護計画は廃止すること。
3. 米軍横須賀基地への原子力空母や原子力潜水艦寄港に反対すること。
4. 平和事業の充実
 - (1) 毎年行われる平和行進に対し、市として後援を行なうこと。
 - (2) 8月6日、9日の原爆投下時に合わせて、防災無線でサイレンをならし、市民へ「黙祷」を呼びかけること。
 - (3) 被爆者援護条例を制定すること。
5. 市内および近隣にある自衛隊基地について、国に対して次の点を申し入れること
 - (1) 習志野基地、下総基地を撤去すること。
 - (2) 習志野基地のPAC3を撤去すること。
 - (3) 習志野基地内に設置された大規模火薬庫を撤去すること。
 - (4) 飛行訓練を中止すること。
 - (5) 「米軍再編」ですすめられる米軍と自衛隊の戦闘司令部の一体化による基地機能の強化をやめること。
 - (6) 旧軍が遺棄したと証言のある毒ガスについて、市民が納得できる安全が確認されるまで調査すること。調査の経過・結果を市民に情報公開すること。
6. 核兵器廃絶のための行動に取り組むこと
 - (1) 平和市長会議が呼びかけた「核兵器廃絶のための緊急行動——2020ビジョン」に賛同し、市としても取り組むこと。また、平和市長会議の宣言や決議などを広く市民に普及すること。
 - (2) 「核兵器全面禁止のアピール」の署名運動に協力すること。

O 1. 市長公室

1. 防災について

1. 常備消防力を直ちに国基準まで整備すること。
2. 避難所の機能を充実させること。
 - (1) 耐震診断、耐震補強工事を行うこと。
 - (2) 防災用の備蓄は定期的に見直しを行い、必要な物品（特に水、食料）の補充を行うこと。また備蓄の状況を広報すること。
 - (3) 防災備品の管理責任を明確にし、使用可能な状態にしておくこと。
 - (4) 地域住民と協議し、避難所機能を充実させること。
 - (5) 避難所は住民にわかりやすく表示し、周知徹底すること。
3. 公共施設の耐震診断、耐震補強工事を速やかに実施すること。
4. マンションなど集合住宅を含め個人の住宅の耐震補強をすすめるために、耐震診断や耐震補強工事の助成制度を充実させること。
5. 家具転倒防止器具の設置を広げるための制度を創設すること。当面高齢者、障害者世帯へは、無償で設置すること。
6. 消防局の耐震補強工事を緊急に行うこと。
7. 自主防災組織への助成を拡充すること。
8. 帰宅困難保護者の子ども対策、帰宅困難者対策を一層充実させること、また民間施設にも徹底させること。
9. 防災無線を聞きやすくする対策を取ること、また、個別受信機を各世帯に配布すること。
10. 最新の地震研究の情報と科学的知見に基づき、東京湾内の津波シミュレーションにそった対策を講じること。

2. 放射能から命と健康を守るために

自然エネルギーの活用について検討し、船橋市として独自の目標を設定すること。

1. 原子力発電の再稼動・新設は行なわないよう国に求めること。高速増殖炉の利用は中止するよう政府に要請すること。
2. 放射能事故への対策を行うこと。
引き続き市内の放射能汚染の実態調査をすすめ、必要な除染を行うこと。
 - (1) 測定器の貸し出しを全ての出張所、連絡所、公民館、市民センターで行なうこと。
 - (2) 全学校・保育園等について、定期的な測定とその数値の公表を継続すること。
 - (3) 市として学校・保育園給食食材、食品、土壤の検査をすること。
 - (4) 河川・東京湾の底質調査を行うこと。

O 2. 企画財政部

政策会議は公開を原則とし、議事録を作成すること。

1. 東葉高速鉄道および北総鉄道について
 - (1) 高すぎる運賃の引き下げ及び増発によるサービスの向上をはかること。
 - (2) 経理の公開を行なうこと。
 - (3) 通勤通学定期の割引率を引き上げること。
 - (4) 東葉高速鉄道の財政支援スキームを見直し、国に支援を求めるここと。
2. 女性の社会進出を高めるために
 - (1) 女性の管理職への登用を積極的に行うこと。
 - (2) 各種審議会・協議会委員への女性の登用を抜本的に増やすこと。
 - (3) 女性パート労働者に対しての実態調査を行ない、待遇改善などの提言を行なうこと。
3. 三番瀬をラムサール条約登録湿地に指定するようとりくむこと。
4. 船橋市域の水際線（海浜公園の浜除く）に市民が近づけ親しめるよう、企業や港湾管理者と協議し、周辺整備を行うこと。
5. 国有地の取得について
 - (1) 三山8丁目自衛隊官舎跡地を公園用地として早急に取得すること。
 - (2) 薬円台5丁目の公務員住宅跡地に老人福祉施設など誘致するように国に要請すること。
 - (3) 二和国家公務員宿舎を取得し、二和向台駅前整備を行うこと。
6. 里山など保存地域を指定し、積極的に保全をすること。
7. 契約について
 - (1) 労働者に適正な賃金が支払われるよう公契約制度を導入すること。
 - (2) ひきつづき入札制度の改善に取り組み、「談合」を防止すること。総合評価方式を一層改善し労働条件を改善すること。
 - (3) 官公需の地元中小業者向け発注を増やすこと。
 - 市の発注する工事の下請事業者には市内業者の受注割合を拡大するよう元請事業者に要請すること。
 - 共同企業体を構成する業者に発注する場合、「地元請負業者の仕事比率」を高めること。

- 分割発注などで小額の発注を増やし地元業者との契約を増やすこと。
- (4) 建設業退職共済掛金納付が公共事業について厳正に行われるよう監視、指導すること。
8. 縁故債の借入は低金利のものになるよう入札を行うこと。
9. 小型自動車競争事業は廃止すること。
10. 競馬・オート開催時の交通対策を強化し、付近住民に迷惑をかけないようにすること。
(1) 中山競馬開催日、場外馬券発売日の周辺道路の混雑解消をはかり、周辺の迷惑にならないよう整備すること。
(2) 中山競馬場の場外馬券販売の通年化に反対すること。
(3) 船橋競馬場、オートレース場での場外券販売をやめること。
11. 民間委託をしている市の業務のなかで、できるものについては障害者団体に委託し、障害者の就労の条件を広げること。
12. 丸山3-26の市有地を有効活用すること

O 3. 総務部

公務は正規職員を配置して行なうこと。

1. 成果主義賃金制度は導入しないこと。
2. 非常勤や臨時職員の賃金を引き上げること。
3. 職員の採用に当たっては公正を貫くこと。プライバシーを守った形で、順位、点数なども公表すること。
 - (1) すべての職種について公募を行なうこと。
 - (2) 退職者や年度途中の欠員等については正規職員で完全に補充すること。
4. 市民サービスに直結する部門の職員の配置基準を後退させないこと。
5. 残業時間の偏在をなくし、必要な人員を確保すること。
6. 職員の業務姿勢について
 - (1) 職員は専門家として、自分の仕事についての学習・研鑽に努めること。
 - (2) 相談に来た市民がたらい回しにされることがないよう親身になって相談にのること。
 - (3) フェイスの総合窓口は正規職員を配置すること。
 - (4) 職員研修は憲法を体系的に学ぶものに改善すること。
7. 業務の民間委託を拡大しないこと。
8. オンブズパーソン制度を創設すること。
9. 情報公開を拡大すること。公社等、市が出資している法人の情報も公開すること。
10. 各審議会委員の選任については、広く公募制をとりいれ公募委員の枠を拡大すること。
11. 行政資料室には、市の行政資料をすべてそろえ内容を明らかにすること。各課のもっている要綱・基準をホームページ上で公開すること。

O 4. 税務部

1. 年金からの市民税天引きをやめること。
2. 税の徵収においては、納税者の生活実態を調べ、強権的な徵収を行なわないこと。
3. 債権管理課は「差し押さえ先にありき」の取立てはおこなわないこと。
4. 税制について「総合、累進、生活費非課税」の原則に立った改正を求めるよう政府に要請すること。
5. 消費税の税率引き上げに反対すること。また食料品など生活必需品は非課税にすることを求める。
6. 固定資産税について
 - (1) 地価下落に応じた評価額の引き下げを行ない、税額を引き下げる。
 - (2) 固定資産税の路線価については、いつでも見られるようにすること。課税ミスを根絶し、是正する体制をとること。
 - (3) 固定資産税の評価方式を収益還元方式に改めるよう国に要請すること。
 - (4) 宗教法人の非課税施設がもっぱら宗教活動に使われていない場合には、適正に課税すること。
 - (5) マンション敷地内の公共的性格を有する諸施設（公園、プレイロット、緑地、道路、通路、防火水路、集会所など）の固定資産税を軽減すること。
 - (6) 私道でも公衆用の道路は非課税であることの周知を徹底すること。
7. 市税減免の基準を明確にし、市民に広く知らせること。
8. 都市計画税の税率を引き下げる。目的税である都市計画税・事業所税については、その使途を市民に明らかにすること。
9. 習志野自衛隊基地については、隣接土地と同じ評価水準で、固定資産税を課税するか負担金を算定額まで増額させること。
10. 中央競馬会に対する課税措置をとること。
11. 資本金1億円以上の市内法人の法人税均等割を制限税率に引き上げること。
12. 有料道路に固定資産税を課税すること。

05. 消防局

1. 消防団運営費については、町会自治会が負担することがないよう適正な補助額を出すこと。
2. 古和釜分遣所の建設。
3. 市民の安全を確保する、災害に強い街づくりを進めるための提案
 - (1) 半径 120 メートルの範囲ごとに、100 トン規模の耐震性貯水槽を設置すること。
 - (2) 貯水槽近くに可搬式ポンプを配備し、地域住民も活用できるようにすること。
 - (3) 初動消防力を高めるため、常備消防と市民が連携できるよう組織整備を行ない、緊急時に対応できるようにする。
 - (4) 災害時に移動困難な個所に分遣所を設置すること。

06. 市民生活部

1. 支所、出張所、連絡所の増設について

支所は東西南北4カ所程度、出張所は中学校区、連絡所は小学校区に設置すること。また、市民が市役所ではなく、出張所ですべての業務が完了するよう、福祉関係事務をはじめ、業務を拡大すること。当面週一回の福祉部職員を派遣して出前福祉事務所を行うこと。

※丸山公民館に出張所か連絡所を設置すること。

※三山市民センターに出張所を設置すること。

※薬円台公民館に出張所を設置すること。

2. 街路灯・防犯灯の整備を積極的に行なうこと。特に、学校・公園周辺の防犯灯の設置を行なうこと。切れた電球の交換はすぐおこなうこと。

町会の境界など町会で管理できないところは、市が直接設置すること。

- (1) 海松台公園～東金街道の市道の街灯を明るくすること。
- (2) 小室駅から公園までの道に街灯の設置。
- (3) 小室駅前の幹線道路の街灯を明るくすること。
- (4) 新京成線三咲駅への昔の農道の街灯を明るくすること。
- (5) 三咲小学校横と官舎周辺に街灯の設置。
- (6) 海老が作公民館のまわりが暗いので、防犯灯の設置を。(以前から指摘してきましたが、公共施設のある地域は自治会に加入していないため、自治会が設置する防犯灯の谷間となっている公共施設周りに防犯灯を設置する対策を求める)
- (7) 大穴町斎藤宅付近（バス通り）が暗いので、防犯灯の増設をすること。
- (8) 七林小・中学校周辺の街灯を増設すること。
- (9) 薬円台公園、~~※~~薬円台小学校周辺と薬円台小～薬円台高校間の道路に街灯を増設すること。
- (10) 飯山満2丁目から飯山満駅までの街路灯の増設。
- (11) 飯山満3丁目マンション「グランシーナ薬円台」脇の道路の街路灯の増設。
- (12) 坪井中学校付近の街灯の増設。
- (13) 習志野台2丁目→水道局→JuJu 広場までの市道の防犯灯の増設を。設置されているところも歩道を照らさず車道を照らしている。調査して改善を。
- (14) 芝山東小学校手前、芝山3丁目、UR都市機構の調整池に接する道路に街路灯を設置すること。
- (15) 藤原8丁目46篠原駐車場から鎌ヶ谷市横下貯留池周辺にかけて暗く危険なので街路灯を増設すること
- (16) 木下街道の法典小学校入口バス停から上山3丁目520番地付近の歩道が暗いので街路灯の設置を
- (17) 馬込町809—5郡商店横に入る市道と馬込町873-1交差点から鎌ヶ谷方向に

に入る市道が暗い歩行者が危ないので街路灯の設置を

3. すべての交番に常時警官を配置すること。次の場所に交番の設置を県警に要望すること。
三咲駅前、高野台、本中山6丁目または7丁目、金杉台団地。
4. 警察官、青色パトカーのパトロールを増やすこと。
5. 「自治会館建設用地の国有財産の取得等に関する基準」を町会・自治会に周知すること。
6. 自治会館のない自治会に対し、会館建設ができるよう用地への補助なども検討すること。
7. 本町郵便局の拡大、田喜野井、夏見台、山手地域への郵便局設置を求めるこ
と。人口増に対応してポストや郵便局を設置するよう要望すること。
8. 年金について
 - (1) 最低保険年金制度を創設するよう、国に求めること。
 - (2) 年金機構の年金相談の電話がつながらないので改善を求めるこ

O 7. 環 境 部

拡大製造者責任の法制化を強く国に要請すること。(家電リサイクル法による廃家電のリサイクル費用はメーカー負担にすること)。また、産業廃棄物については中核市移行による許認可権を生かし、良好な環境を維持すること。

「船橋市一般廃棄物処理計画」の基本項目達成のため、具体的手立てを早急に進めること。又、「船橋市CO₂削減地域推進計画」の目標達成のため、具体的手立てを早急に進めること。

- **自然エネルギー活用計画を策定し、市内で活用できる自然エネルギーの普及目標を立てること。**
- **公共施設への太陽光発電設置計画を立てること。**

◎ クリーン推進課

1. 清掃工場の建て替えについては、DBOやPFIはやめ、市が直接契約管理を行うこと。
2. 家庭ゴミの有料化を行わないこと。
3. 清掃工場運転管理などの委託契約については公正な「競争入札」によること。
4. 粗大ゴミの収集の有料化をやめること。
5. 分別区分をもっと細かくすること。(ペットボトル、プラスチック、スチロールなど)
6. 「ゴミ」とされた家具・自転車・衣類等が補修・修理できる体制をつくり、市民に販売できるルートを設けるなど、リサイクル事業を強化すること。
7. デポジット制の導入や塩ビ等の有害物を製品に使用しないよう規制強化を国に求めること。
8. 建て替えと合わせて計画されている北部清掃工場の余熱の利用については、市民の要望をよく聞き、計画を作成すること。
9. ゴミの最終処分地確保と助成制度の新設を国・県へ要請すること。
10. 生ゴミ処理機の助成を拡充し、ごみ減量を進めること。堆肥化を全市的規模ですすめること。

◎ 環境保全課

1. 海老川上流域区画整理事業計画が推進されようとしているが、生物多様性基本法や地球温暖化防止条約の立場から研究し、環境部としての意見を表明すること。
2. アスベストによる被害を防ぐための対策を強めること。市の施設だけでなく民間施設の建設解体では、万全の飛散対策を行うよう監視指導すること。
3. 太陽光発電を推進するため、設置費補助金を拡充すること。マンションも補

助対象にすること。

4. 自衛隊下総・習志野基地の飛行機、ヘリコプターの騒音について定期的に測定を行ない、公表すること。訓練に関する環境協定を結ぶこと。
5. 習志野空挺団の早朝夜間の訓練は止めるよう申し入れること。
6. 丸山4丁目ゴルフ練習場、強風時の騒音対策を行なうこと。
7. JR西船駅北口の風俗営業の呼び込みの取締りを強化するよう警察に申し入れすること。
8. 公共施設への太陽光発電機設置計画を持ち進めること。
9. 飯田市で行っているような、NPO法人などへの市民資金の活用等の対策を考えること。

◎ 環境衛生課

1. 空地の雑草除去及び防虫について、地主への指導も含め、適切な対処を行なうこと（とくに通学路周辺）。
2. 公衆便所を増やすこと。主要な駅に設置すること。
3. 葬祭事業について
 - (1) 園内の道路案内を整備し、スムーズな車両の通行をすすめること。混雑時は車両の誘導員を置くこと。
 - (2) 永代使用料の引き下げを行なうこと。
 - (3) 市営霊園に合葬式墓地を設置すること。

◎ 産業廃棄物課

1. 楠が山、平成建設工業(株)の残土条例違反のは是正。毅然ととりしまること。

08. 経済部

深刻な不況が続く中、住宅リフォーム助成制度を再開すること。

農漁業振興について(農漁業者の意見をきくこと)

1. T P P加入交渉をやめるよう政府に要請すること。
2. F T A、E P Aなど、輸入自由化推進路線を改め、食料自給率を引き上げ、各国の食料主権を尊重した貿易ルールづくりに力を発揮するよう、国に要望すること。
3. 市内生産野菜の指定品目をふやし、補償率を上げること。小中学校で市内野菜などの消費を高めるため、生産者（農協）・市場・教育委員会の連携をつよめること。
4. 米輸入をやめるとともに自給率向上、主食保護、食の安全のためW T O諸協定の改正を政府に要請すること。
5. 農地の宅地なみ課税の撤廃を国に要求すること。
6. 遺伝子組み替え食品の表示は義務づけるよう国に要請すること。安全性が確認されるまで輸入を禁止するよう求めること。
7. 農地の違法転用を防ぐため、パトロールを強化すること。
8. 農民の健康診断の助成を増やすこと。
9. のり、あさりなどの青潮被害についてマイクロバブルの効果を検証する実験を行い助成すること。
10. 農業用廃棄塩化ビニールフィルムやポリエチレンフィルムの処理について農家の負担を軽減すること。
11. 生産緑地地区の追加指定を行なうこと。
12. 市民農園の拡充と今ある学童農園の拡充。
13. 学校農園の充実。
14. 農漁業について、市民意識調査を行うこと。
15. 海老側上流域の農業振興をすすめること。
16. 高齢化で増える一方の遊休農地対策。
17. 受託作業農家への支援。
18. 相続税の軽減。
19. 高根台2丁目、集いの家の前の道路が溢水するが、佐久間牧場から大量の土砂が道路に流出している。流出防止策を講ずるよう地主に申し入れること。

労働・雇用について

1. 市内労働実態調査を復活すること。
2. 市発注業務について雇用実態を把握すること。また設計積算の基準となる労務単価が労働者に支払われるよう、単価の告示を行うこと。

3. 賃貸住宅居住の失業者に、住宅手当が支給されることを周知すること。
4. 働く人の雇用を守ること。また、職業病などの相談会を中央公民館で開催できるよう支援すること。(他市は会場使用料免除、市が確保している)
5. 勤労市民センターは、勤労者の使用料を無料とし、その他の使用料も引き下げる。また、駐車場についての対策をたてる。
6. 市独自の失業対策事業を行うこと。
7. ブラック企業対策等の相談窓口を市役所にも設置すること。
8. 公共工事の発注に当たっては下請けの労働者の賃金が保障されるようにすること。残業代の未払い、契約以外の仕事はさせないようにすること。

商工振興について

船橋市産業基本条例に中小企業振興計画策定を明記すること。

- 新たな中小企業振興ビジョンの作成に当たっては、市内の商工業の実態調査を行い、広く市民の声を反映し、実効性のある計画とすること。
 - 「船橋産業振興条例」を「船橋市中小企業振興基本条例」に改正すること。
 - 船橋市金属工業協同組合から出されている栄護岸の改修について、市として支援すること。支援できる計画を作成すること。
1. 大型店のこれ以上の進出を規制すること。
 - (1) 大店立地法による大型店の進出に際しては、良好な都市環境の形成の視点を加え、地域コミュニティへの影響を審査基準に加えること。
 - (2) 商工業振興審議会を設置し、地元住民・消費者・商店街・中小小売業者の意見を反映させること。
 2. 本町商店街の路上駐車対策と、本町スーパーヤマイチの市道上の駐輪対策をとること。
 3. 不況が深刻化、長期化する中で中小業者の振興対策を強化すること。とくに零細事業者対策を行なうこと。
 - (1) 産業振興条例や船橋市商工業振興ビジョンを実効あるものにするため、今後も市内商工業者の意見をよく聞き具体的手立てを予算化すること。
 - (2) 市独自の緊急融資制度を創設すること。
 - (3) 官公需の地元発注をふやすこと。特に分割できるものについては分割発注し、小規模零細業者への発注をおこなうこと。特定業者に偏らないよう各課への発注指導をすること。提出書類事務の簡素化を行なうこと。
 - (4) 小規模、零細業者が主に利用する特別小口融資制度を不況対策として、赤字でも利用できるように改善すること。

- (5) 融資返済困難者に対しては、返済期間、据え置き期間を長期化すること。元金返済の据え置き措置など行なうこと。その場合、ペナルティーは課さないこと。
4. 商店街活性化のため、助成を行なうこと。
 - (1) 空店舗対策のアドバイスや助成を行なうこと。
 - (2) 街路灯の設置・維持管理は全額公費で行なうこと。
5. 高齢者等が身近な所で買物ができるような商業振興をはかること。
6. 小室地域に商店を誘致すること。
7. 海浜公園、アンデルセン公園の入場料を無料とすること（特に子どもについて）。
8. 海浜公園に野鳥観察所を設け、生物と三番瀬の看板を設置すること。

◎ 卸売市場

1. 卸売市場の今後のあり方については、市場の活性化について生産者、商店、卸、消費者、議会の代表者による審議会を設け、検討すること。
2. 市場のコンクリート塀は、埴栽にし、街の景観を高めること。
3. 教育委員会と連携し、地産地消給食の実施や、社会科の授業で紹介するなど、市独自の施策を展開すること。
4. 市場年報を復活すること。また、成果と課題を明確にすること。

10. 健康福祉局

「社会保障制度改革」の名で医療、介護、障害福祉、保育などの社会保障制度を市場化し、弱者に自助努力をおしつけ、憲法で保障された基本的人権を後退させる動きに反対し、市民を守ること。

1) 健康部

◎ 健康政策課

1. リハビリ病院の個室料をやめること。また、食事代を引き下げるのこと。
2. 小児科や産婦人科など不足する医療体制の充実に努めること。
3. 看護学校の定員を増やすこと。

◎ 健康増進課

1. ガン検診を無料に戻すこと。すべての科目で年齢制限を撤廃すること。受診率向上に努めること。
2. 健康保険別に行われているメタボ検診の実態を把握し、市民の保健事業に生かすこと。
3. 子どものインフルエンザ予防接種に助成をおこなうこと。
4. 市の独自基準をつくり、妊婦検診の自己負担をなくすこと。

◎ 国民健康保険課

1. 国保の広域化に反対すること。
2. 国民健康保険料を引き下げる。特に子どもの均等割保険料を軽減すること。
3. 保険証の更新に際しては、加入者全員に無条件で郵送交付し、資格証明書や短期保険証は発行しないこと。
4. 生活に困窮する世帯の保険料の減免を拡充すること。減免制度を市民に知らせ、利用を拡大すること。
5. 医療費自己負担の減免制度の拡充をはかり、低所得の人が安心して医療にかかるようにすること。医療機関と市民に制度を周知すること。
6. 人間ドックに助成すること。
7. 船橋市老人医療費助成制度の周知を徹底すること。
8. 後期高齢者医療制度の速やかな廃止を要請すること。
(1) 資格証明書、短期保険証の発行をおこなわないこと。
(2) 保険料の値上げを行わないこと。
9. 特定健診は誕生月から3ヶ月間に改善すること。

2) 保健所

地域保健法に基づく保健所としての機能を確保し、市民の健康の保持・増進に責任をもつこと

1. 食品、井戸水の検査体制を整備すること。
建設予定の保健所では、残留農薬、重金属、添加物等の検査を行なう体制にすること。
2. 食品や環境の衛生監視員を増やすこと。食中毒の防止の指導強化に努めること。
3. 健康診断が行える体制を整えること。
4. 精神保健福祉士・保健師を増員すること。精神保健の相談・訪問・支援体制を抜本的に強化すること。
5. 自殺対策に取組むこと。
6. 放射能から市民を守るための体制を整えること。
 - (1) 放射性物質の成分分析機器を購入し市独自の検査体制を整備すること。
 - (2) 市民が持ち込む井戸水や母乳、農水産物などの検査に応じること。
 - (3) 「安全神話」でない正確な放射能についての知識や放射能から健康を守るための情報を市民に周知すること。

3) 医療センター

1. 費用負担を県に要請すること。
2. 差額ベッド料の徴収をやめること。緩和ケア病棟の個室料徴収はやめること。
3. ガン患者や介護が必要な入院患者の退院にあたっては、退院後の相談にしつかりのこと。
4. 医療センターへの送迎バスを運行すること(馬込沢駅方面)。
5. 生活困窮者に診療費の減免を行うこと。

4) 福祉サービス部

◎ 地域福祉課

1. 福祉銀行の貸付の額を引き上げること（当面、1カ月の生活費に見合う最低額として10万円に）。原資を引き上げること。
2. 市独自の生業資金貸付制度の新設をすること。

3. 民生委員の研修については、介護保険や生活保護など、市民の要望の高いものについては、充実させるなどの援助をおこない、民生委員の資質の向上に努めること。
4. 路上生活者の自立を支援する施設を設置すること。
5. 無料定額診療の薬剤費助成制度を国に求めること。実現するまでは船橋市独自で助成すること。

◎ 高齢者福祉課

1. 高齢者への悉皆訪問調査を行い、実態を把握して施策に反映させるとともに必要な個別の支援を行うこと。
2. 特別養護老人ホームを増やし、必要な人が待たなくとも入所できるようにすること。
3. 療養型病床の増床をすすめること。ガン患者、透析患者、糖尿病患者など、医療が必要な要介護高齢者の入所施設を確保すること。
4. 総武線以南の地域は施設・在宅とともに、介護サービスが不足しているので整備すること。
5. 生きがい福祉事業団の受託事業を拡大し、会員の仕事を増やすこと。**会費徴収をやめること。**
6. 敬老行事助成金を元にもどすこと。
7. はり・灸・マッサージ助成制度をもとにもどすこと。
8. 無料の給食サービスを復活すること。
9. 無料入浴券制度を復活すること。
10. 日用品給付・貸与事業について所得制限をなくし、制度をひろげること。
11. 福祉タクシーの助成券については、要支援2及び要介護1、2の交付枚数を大幅に増やすこと。
12. **丸山地区に特別養護老人ホームを設置すること**

◎ 介護保険課

1. 軽度者へのサービス取り上げなど、介護保険の改悪に反対すること。
2. 居住費や食費への市独自の助成を行うこと。
3. 利用料助成制度を拡大し、預貯金調査は中止すること。
4. 介護保険料を引き下げるのこと。
5. 介護保険制度について住民への周知を徹底すること。申請できない人へは特別の支援を行うこと。
6. 認定審査はコンピューター判定にこだわることなく、住宅事情や同居者の実態など、介護を要する申請者の生活実態にあわせたものにすること。
7. 居宅介護福祉用具購入費については、受領委任方式を取り入れること。
8. 在宅の場合、限度額では不足するので、ショートやデイ、ホームヘルプサー

- ビスの上乗せサービスを実施すること。
9. ホームヘルパーや介護施設職員など介護労働者の待遇改善を国や事業者に働きかけること。
 10. 介護保険の通院の介助については付き添いも認めること。

◎ 障害福祉課

1. 政府が進める難病医療費助成の見直しによる患者の自己負担増に反対すること。
2. 障害者自立支援法を廃止し、障害をもつ当事者の意見が反映された新法制定を国に求めること。以下のことを実施すること。
 - (1) サービスを選択できるように、障害福祉サービスの基盤整備をすすめること。
 - (2) 障害者に負担を負わせる一部負担金をなくすため、独自助成を行うこと。
 - (3) 成人の発達障害について医療支援・生活支援を行うこと。
3. 市内のバリアフリー化をすすめること。
 - (1) 学校や公民館など公共施設には必ずエレベーターを設置すること。ユニバーサルデザインのトイレを普及すること。
 - (2) 視力障害者が安心して歩ける道路の整備をすすめること。
4. 公共施設や主要駅前に常設の福祉ショップを設け、就労の場や作業所の製品の販路を拡大すること。
5. 重度身体障害者の医療費助成に関し、窓口で本人が一時立替えをしないですむ方式に改善すること。一部負担金などは取らないこと。
6. タクシー助成は、立て替え払いをなくし、増額すること。また、1級、2級に限らず、これらに準ずる障害者にも適用すること。
7. 腎炎、ネフローゼ疾患などに対する難病援助金を20歳以上の人にも支給すること。
8. ALSなど在宅で人工呼吸器を装着している患者への支援を行うこと。
 - (1) 市が財政負担をし、緊急受け入れやショートステイのベッドを市内で確保すること。
 - (2) 在宅患者の家族の負担軽減のための特別な対策を行うこと。

◎ 生活支援課

1. 相談員、ケースワーカー、調査員を大幅に増やすこと。国基準を下回る事態はすぐ改善すること。社会福祉士を増やすこと。
2. ハローワークに通う交通費を支給すること。クーラーを家具什器費に加えること。体操服や上履き、学用品などの購入については実費を支給すること。
3. 生活保護受給者に臨時的一般生活費（家具什器費、移送費、更新料など）の

- 支給について周知徹底すること。
4. 生活支援課の窓口に来た人の話は相談員が聞くこと。
 5. 申請書は出張所など身近な窓口に置くこと。また、インターネットでダウンロードできるようにすること。
 6. 生活保護決定のための調査期間は短くすること。
 7. 受給者の自立のため、援助は親身になって行なうこと。
 8. 生活支援課の面接室を増やし、待ち時間をなくすこと。
 9. 生活支援課の建物の外壁を明るい色で塗装すること。
 10. ホームレスの申請で無料低額宿泊所の利用紹介はしないこと。

5) 子育て支援部

◎ 保育課

子育て支援システムの導入に反対すること。

1. 市立保育園の民営化は行なわないこと。
2. 認可保育園を増設し、待機児童を解消すること。そのために、市立保育園を整備すること。
3. 正規職の保育士、栄養士、看護師、調理師を増員すること。すくなくとも4月時点では、正規職を定員配置すること。
4. 保育料の減免制度は、現年度の所得が減った場合など保護者の生活実態に即したものに拡充し、制度を周知すること。
5. 時間外の保育士の配置基準を日中の基準並に改善すること。
6. 夜間保育の実施、病児保育、休日保育のできる保育園の増設を。そのための補助を大幅にふやすよう国に要求すること。
7. アレルギー給食の質を低下させないこと。
8. 一時保育の実施園を全市に拡大すること。利用料を引き下げるのこと。
9. 子育て支援センターを行政コミュニティ単位に早急に設置し、子育てに不安を抱える保護者への支援を強化すること。また、保育所、保健センター、児童ホーム、幼稚園、児童相談所との連携をはかること。
10. 子育て支援センター利用者のための送迎バスを運行させること。

◎ 児童家庭課

1. 母子等家庭児童養育手当を復活させること。
2. 児童扶養手当証書の交付は、本庁に来なくてもすむよう、出張所ができるようにすること。

3. 児童相談所を船橋市に誘致するよう県に要請すること。
4. 母子家庭医療費助成、高等学校就学援助の所得制限をなくすこと。
5. 乳幼児医療費の一部負担金を廃止すること。
6. 父子家庭に対する援助を拡大すること。
7. 家庭児童相談室の事業を拡大するとともに、市内でショートステイができる体制を整備すること。

◎ 児童育成課

1. 放課後ルームについて
 - (1) 増設し、待機児童をなくすこと。
 - (2) 4年生以上の児童も対象とすること。
 - (3) 子どもたちの使う備品や消耗品の予算を増やすこと。
 - (4) 1日単位で子どもを預けられるようにすること。
 - (5) 育成料を引き下げる。減免制度を設け、保育料負担を上回る育成料はなくすこと。
 - (6) 開所時間を7時からにすること。
 - (7) 児童一人当たりの面積基準を引き上げること。正規職員を配置し児童ホームの園長との兼任はやめること。
2. 児童ホームについて
 - (1) 当面、コミュニティに1館を早期に実現すること。(本町、二和、坪井、大穴地域)。既存の児童ホームから離れている行田、芝山、丸山にも設置すること。
 - (2) 職員を増員し、乳児から中高生まで年令に応じた内容で事業を実施すること。特に高校生の「居場所」を位置づけること。

◎療育支援課

乳児からの一環した療育体制を保障するため、施設と職員の拡充をはかり支援を強めること。学校教育との連携を強めること。高等教育の保障、卒業後の進路について選択肢を広げること。

1. さざんか学園の民営化は行わないこと。
 - (1) 建替えにあたっては、保護者の意見を充分に聞き、活かすこと。
 - (2) 施設が変わることになる子どもたちへの手立てを充分にとること。
 - (3) OT、PTなど専門職の常駐配置すること。
2. 東西マザーズホームの事業に母子分離を取り入れること。
3. 軽度発達障害児の支援体制を拡充すること。

4. 臨床心理士、臨床発達心理士などの専門職を増やし相談・支援体制を充実すること。
5. 障害児に支給される入学祝金については、普通学級に入学する障害児にも支給すること。

11. 建設局

1. 海老川上流域特定区画整理事業などの新たな大規模開発は、地球温暖化の点、市の財政負担を全く明らかにしていない点などから、進めるべきでない。飯山満土地区画整理事業での保留地の評価額と現価の差額が生じているが、赤字の穴埋めに税金の投入を行わないように対策をすること。
2. 都市機構住宅の削減を許さず、公共住宅として存続させること。
3. 市緑の基本計画では、2025年の人口を56万人と想定し、2025年までに一人あたり都市公園面積を9m²とし、当面2015年までに5m²としている。この目標を達成するため、年次計画を明らかにして取り組むこと。

1) 都市計画部

1. 市民参加のまちづくりをすすめるため、新たに「まちづくり条例」を制定すること。
2. 「船橋市環境共生まちづくり条例」は、市基本構想や市都市計画マスタープランのめざす方向と一致するように改正を行なうこと。
3. 平成19年4月1日より、農業振興地域の新たな開発ができないなどの改正条例が施行されることになった。施行の実効性について評価を行い、引き続き規制強化をおこなうこと。
4. 用途区域の指定以外の土地利用を、周辺の町と整合するよう条例化すること。
5. JR・京成・新京成・東武・北総・東葉高速・東京メトロの各鉄道会社との間で、次の改善をもとめ、協議を行なうこと。
 - (1) 新京成に対し無人化をもとにもどし、今後の無人化計画をやめるよう、要請すること。
 - (2) JR西船橋駅について
 - ① 構内のホームは幅が狭く、混雑時は線路に転落する危険があるので安全柵をつけること。
 - ② 快速電車を停車させること。
 - ③ 武蔵野線を増便すること。
 - (3) 小室駅、薬円台駅東口にエスカレーター、エレベーターを設置すること。
 - (4) 新京成二宮鉄橋は、鋸歯形制振工事などで騒音対策をはかること。
 - (5) 京成海神2丁目の鉄道による騒音対策をはかること。
 - (6) JR下総中山駅南口をバリアフリー化すること。
 - (7) 新京成二和向台駅東側に出入り口を設置すること。
 - (8) 新京成鎌ヶ谷大仏駅東側に出入り口を設置すること。
 - (9) 京成西船駅に快速電車を停車させること

6. バス路線について

- (1) バス停に屋根、ベンチを設置すること。(さつき台線)
- (2) 医療センター廻りのバスを増発、新設すること。
 - 長福寺下のバス停から船橋駅方面のバスについて、時間通りに運転し、運転本数を増加すること。
 - 三山、田喜野井、前原方面から医療センターへのバスを運行すること
- (3) 必要な箇所にバスベイを設けること（宮本・古和釜線一習志野台1丁目、296号線、木下街道など）。
- (4) 西船橋～桐畠間、西船橋～白井間のバスを増便すること。
- (5) 競馬開催時、行田～西船橋間のバスの定時制を確保すること。
- (6) 西船南口～行田団地行きバス（都市計画道路経由）を新設すること。
- (7) 船橋駅～中沢間のバス路線を新設（運動公園からのバスの延伸）すること。
- (8) 船橋駅北口と行田団地間のバス路線を新設すること。
- (9) 船橋駅北口から北習志野・豊富農協・古和釜方面へのバスを増便し、終バスを延長すること。
- (10) 船橋駅北口～金杉台団地路線の夜21:30以降の本数を増やすこと。
- (11) 若松団地から船橋駅までのバスの増便。
- (12) 二和グリーンハイツから二和向台の循環バス路線を新設すること。
- (13) 津田沼駅～日大理工学部前間の、日大付近バス路線の運行計画の見直しを行なうこと。
- (14) 二宮神社～津田沼グリーンハイツ間の運行を復活すること。
- (15) 津田沼グリーンハイツ～前原東6丁目フレッシュタウン～藤崎間の路線を開設すること。
- (16) 坪井地区へのバス乗り入れを実現すること。

7. マイカーに依存した交通体系から、公共交通を中心とした交通体系へ転換を図ること。

- (1) 公共交通活性化事業について
 - 以下の地域について実施すること。旭町・上山町～医療センター経由～船橋駅、みやぎ台、習志野台、大穴北4丁目～三咲、楠が山、金堀、豊富
 - 馬込沢・丸山循環バスの運賃は、近隣で運行するバスと同額の150円に引き下げる。
 - 馬込沢・丸山循環バス終点地点の降車場所に段差があり危険なので対策を。
- (2) J R船橋駅、東武線塚田駅などから、医療センターへの送迎バスを導入すること。

2) 都市整備部

1. 南口再開発事業及び、フェイスビルについて
 - (1) 大口地権者 5 法人に、負担に応じた保留床の提供を要請すること。
 - (2) 市の施設については、市民の声をよく聞いて運営すること。
 - (3) 将来の財政計画を明らかにし、市民に負担をかけないようにすること。
2. 飯山満地区の区画整理については、当初の計画より市の負担が大幅に増えている。事業の見直しは住民の声をよく聞き慎重に行なうこと、全情報を開示すること。
3. 財政計画もない中での海老川上流域土地区画整理事業への支出は浪費そのものである。事業の凍結をすること。
4. 東葉高速鉄道「東海神駅前広場」を整備すること。
5. 公園の建設を進めること。
本郷、葛飾町地域、二和西 4 丁目地域、飯山満 2・3 丁目、駿河台地域、丸山 4 丁目、丸山 2 丁目、前原西地域、藤原 3 丁目、西船橋南口地域、三山地域。松が丘市民の森の土地を取得し公園とすること。
6. 公園施設の改善・管理について
 - (1) 緑を増やし、ヒートアイランド現象の緩和をはかること
 - (2) 公園の危険個所は、早急に改善すること。必要な修繕がはかれるよう、予算を増やすこと。
 - (3) バスケットボード、スケートボードなどの設置で若者が利用できる広場を建設すること。**園内灯の腐食の点検。**
 - (4) 時計が設置されていない公園が多いので、順次設置していくこと。
 - (5) 丸山 1 丁目牧の里公園・勝間田公園に水遊びができる遊具を設置すること。
 - (6) 東中山 1-26、東中山児童遊園は水はけが悪く非衛生的なので改善を。
7. 市内の緑を守ること。
 - (1) 緑地を保全できる条例の制定を行なうこと。ヒートアイランド減少の緩和を図るため、屋上緑化など、市民の保全活動に助成すること。
 - (2) 指定樹林の保存のため、助成金の増額や市が直接管理することも含めて検討すること。
 - (3) 市街地に残されている林について、地主の協力を得て、下刈りなどを行ない、市民が利用できるようにすること（前原西 8 丁目斜面緑地など）。
8. 凌雲荘の早期再生建設を。
9. アンデルセン公園の入園料を無料化すること。当面、大人 900 円を引き下げ、子どもの入園料を無料にすること。
10. 県民の森の借上料は県負担にするよう要求すること。
11. 金杉市民の森に、トイレの設置を。
12. 小室駅前の幹線道路の街路樹が抜けた場所に再植樹すること。

13. 医療センターよりの海老川沿いに遊歩道を設置すること。
14. 本中山地域に、災害時には避難場所になり、通常は子どもの遊び場になるような広い緑地公園を開設すること。災害時、避難場所が小栗原小学校だけでは不安である。周辺のマンションとの間で災害時立ち入り契約を結ぶこと。

3) 道路部

1. 生活道路整備 5カ年計画をたて、歩道整備をすすめること。歩道はあっても暗渠に巾の狭い蓋を並べたような箇所が多く、段差があり安心して歩けない。高齢者、障害者、車椅子でも安心して通れる歩道整備を行なうこと。
2. 点字ブロック上に物を置かないように啓発を強めること。
3. バス停に屋根とベンチを設置し交通弱者の外出を保障すること。
4. 新京成新津田沼駅と JR 津田沼駅間の乗換えを便利にするための抜本的対策を。また、路上の看板撤去を。
5. 歩道に簡易ベンチやスツールを配置し、高齢者が外出しやすい環境整備を行なうこと。
6. 次の道路の拡幅や歩道などの整備をおこなうこと。
 - (1) 馬込沢駅東口にロータリーを設置すること。駅西口ロータリーに一般車の停車場所を確保すること。
 - (2) 丸山中央通商店街を通る市道について自動車のスピードを抑制する対策を行うこと。**丸山2—1付近に横断歩道を設置すること。**丸山公園横の坂道部分の滑り止め対策を行うこと。グリーンハイツへの下り坂は見通しが悪く歩行者が危険なので歩道を設置すること。
 - (3) 馬込沢駅周辺の歩道の整備。特に、西口から若葉保育園までの道路を(一部私道)整備すること。
 - (4) 市道上山旭町線のU字溝にフタをかけること。また、自転車も走れるようすること。
 - (5) 船橋法典駅から市営住宅までの道路の整備で歩行者の安全対策を。
 - (6) 前原中正門脇市道の拡幅。
 - (7) 西船 2—16—46 から国道 14 号線へ南下する道路を拡幅し歩道を設置すること。
 - (8) JR 総武線の西船橋駅・下総中山駅間の北側側道の歩道整備。所々ガードレールに囲まれているが雑草で通れない箇所がある。歩行者が急に歩道に出ることになり自転車・自動車にぶつかりそうで危険。
 - (9) 本中山 6—1—24 付近、東西線と京葉道路の下をくぐる道路の安全対策。
 - (10) 葛飾・印内線の国道 14 号線交差点北側歩道の整備(特に 14 号線北側から京成踏切まで)。
 - (11) 市道 05115 号線(山野町)跨線橋の歩道の拡幅。
 - (12) 印内 2 丁目から西船橋駅方面、県道 14 号線までの歩道の拡幅と側溝の蓋上部の水溜り対策を。

- (13) 西船橋駅南側から線路をまたげる通路の整備を。
- (14) 西船橋駅前のバスロータリーの歩行スペースの改善。
- (15) 西船橋駅南側の通行の妨げになっている会社バスを改善すること。
- (16) 西船橋駅南側から北側へ抜ける、JR線をくぐる県道船橋行徳線の歩道が暗いので改善を。
- (17) 本郷町481先「原木インターから14号線に向かう道路の交差点手前」日産自動車側の歩道整備。
- (18) 本中山4丁目真間川南側道路の歩道の雨対策と植栽の整備をすすめること。
- (19) 本中山4丁目真間川陸橋について、自転車がすれちがえるように拡幅すること。
- (20) 本中山5丁目から6・7丁目に行く京葉道路にかかる陸橋の改善。
- (21) 下総中山駅南口道路について、道路拡幅と一方通行にするなどの改善整備を。
- (22) 小栗原小東側道路の拡幅。
- (23) 市場4丁目市道08103号線急坂部分の拡幅。危険なので対応を。
- (24) 行田1丁目の塚田駅から行田公園へつなぐ裏道。道路が狭く。車が交互通行をするための場所はあるが、自転車や歩行者は、車が通り過ぎるまで、待っていることになる。拡幅をして歩道の整備を行うこと。当面の歩行者の安全対策を行うこと。
- (25) 山口横丁の歩道整備、段差解消、速度制限などの徹底を。
- (26) 本町1丁目、船橋西第2ガード付近、西武側の南口から北口へぬける道路の整備を。車椅子でも安心して通れるように。
- (27) 西武デパート横のガード下。道路冠水がひどい。排水の改善を。
- (28) 地下鉄東海神駅付近、歩道の整備。自転車で安全に通れるように。
- (29) 飛びの台遺跡博物館～元大久保病院間の歩道の整備を。
- (30) 海神駅北の狭い商店街。車の渋滞などで危険になっている。解消されていないので、商店街の協力も得て、改善すること。
- (31) 山手3丁目、テニスコート入り口近辺、高田氏宅→行田公園入り口の自転車道路の充実、歩道と車道との段差をなくすなどの改善を。
- (32) 歩道に車を乗り上げて止めてあって危険。特に宮本通り。
- (33) 市道二和・金杉線の新京成踏切周辺から県道までの歩道設置。
- (34) 咲が丘3丁目1番地先、県道千葉・鎌ヶ谷・松戸線から八木が谷に入る道路口の拡幅。
- (35) 三咲小学校正門前（市道）からコジマ電気前（県道夏見・小室線）に通じる道路の整備。
- (36) 三咲駅に向かう南三咲、三咲の市道の歩道整備を。
- (37) 新高根ー三咲間の道路の歩道整備を。当面の歩行者安全対策を早急に行うこと。
- (38) 三咲踏切手前の部分は特に危険。ガードレールの設置を。

- (39) 県立豊富高校前道路の拡幅。
- (40) 八木が谷(寺尾ストア)～県道（鎌ヶ谷・松戸線）までの道路の歩道整備。
- (41) 八木ヶ谷中学校より三咲駅にいたる市道、歩道の整備。自転車の安全対策を。
- (42) 二和中央商店街通りに面した空地を買収し、部分的にも道路拡幅を行うこと。
- (43) 二和向台駅周辺の歩道整備。
- (44) **二和西6丁目桜並木道路の歩道を改善すること(陥没やひび割れ)**
- (45) 御滝中の生徒の通学路になっている船橋二和高校前の道路の拡幅。
- (46) 県道夏見・小室線分岐から木下街道までの馬込・夏見線の歩道を拡幅し、歩行者、自転車の安全確保を。
- (47) すずみ幼稚園から高根台への道路を自転車が安全に通れるよう改修すること。
- (48) リブレ京成から三咲1丁目方面の線路側歩道を改善すること。
- (49) 大穴南2丁目バス通り歩道が狭く危険なので改善すること。
- (50) ロイヤルスポーツ前道路歩道の整備。
- (51) 大穴北8丁目1番地先、大穴新谷津児童遊園前市道の拡幅と歩道整備。
- (52) 大穴プール付近の歩道の整備を。
- (53) 佐久間牧場から特別支援学校高根台校舎までの歩道の拡幅。
- (54) 県道八千代鎌ヶ谷線に大穴北4丁目(ローソン横)で交差する市道の拡幅を。
- (55) 三咲神社横から大穴北4の8までの市道の拡幅。
- (56) 県立薬円台高校と薬円台小学校間に歩道を整備すること。
- (57) 薬円台「西友」そばの道路の拡幅。
- (58) 薬円台駅西側、線路沿いの歩道の凸凹補修。
- (59) 薬円台駅からの道路(西友)近隣の道、飯山満小学校周辺の道の安全対策。
- (60) 薬円台七林線から七林小学校へ抜ける道路の安全をはかるために、ガードレールの設置を。
- (61) 飯山満駅に向かう道路が凍結して、転倒しやすくなっているため、沿道に砂袋か塩化カルシウムボックスの設置を。降雪時には除雪作業の実施を。
- (62) 飯山満2丁目から東葉高速鉄道飯山満駅へのアクセス道路の拡幅。
- (63) 飯山満小近辺、飯山満2丁目と二宮2丁目の境の道路の歩道の整備等安全対策。
- (64) 飯山満小～飯山満七林線～薬円台駅間の道路の整備を。
- (65) 市道芝山・古和釜線拡幅、歩道整備の促進。
- (66) 七林・飯山満線、七林・薬円台線、七林・習志野台線の拡幅、歩道整備。
- (67) 藤原 3-23-36 セブンイレブンから西に延びる市有道を整備し市道認定すること。とくにヤマト運輸脇はすれ違えず危険なので拡幅すること。
- (68) 習志野台6丁目坪井入口信号より日大と接する道路の歩道整備。

7. 通学路などの歩行者の安全対策を行なうこと。
 - (1) 20 km／時以下の速度制限を行う。
 - (2) ハンプをつけてスピードを制御する。
 - (3) 信号機のあるT字路をすみきりにする。
 - (4) 舗装を整備する。
 - (5) 馬込沢駅前東口駅前横断歩道に通学の子ども達のための交通安全指導員を配置すること
 - (6) 法典西小北門前の市道のスピード規制。
 - (7) 丸山4丁目37から鎌ヶ谷市に抜ける通称「鉄塔下道路」は、朝通り抜ける車が多いため、L字溝にしてきちんと道路を整備すること。
 - (8) 丸山地域の船取線からの通り抜け車両に対する規制をおこなうこと。
 - (9) 馬込沢駅より、法典東小学校を通り、T字路までの歩行者の安全対策を。
(待機スペースの設置など)
 - (10) 市道2807号線の上山1丁目わらび台入口信号から木下街道間について。
 - (11) 葛飾小、中学校前の道路、歩道の整備。
 - (12) 本中山3丁目小栗原小学校前道路の駐車禁止と通行時間の規制。
 - (13) 金杉台2丁目2-24横の給水施設の敷地のすみきりを行い、市道1639号線の見通しをよくすること。
 - (14) 夏見、船橋中学校南側、夜道の安全対策。
 - (15) 夏見台小学校の通学路は、スクールゾーンの時間帯で、保護者が立っていても、車が強引にはいってくる。月に2回、警察にも協力を得ているが改善されない。県道の通り抜けの車が多いので対策を。
 - (16) 夏見台5丁目のTSUTAYA夏見台店南側の道路と県道・夏見小室線のT字路交差点、南側道路の拡幅を。
 - (17) 二和・金杉線の二和西4丁目の歩道上に商店の品物が並べてあり、歩きづらいので指導し是正すること。
 - (18) 豊富小学校通学路となる市道豊富古和釜線の金堀町周辺に、歩道の整備を。
 - (19) 飯山満小学校前の民地(畠地)を買収し歩道を新設すること。
 - (20) 坪井東6丁目16T字路(坪井公園前)は車が多く危険、安全対策を。
 - (21) 芝山2丁目7のローソンで入り口道路の安全対策を。
 - (22) 東葉高速鉄道飯山満駅から芝山高校までの道路、スクールゾーン設置などの安全対策を。
 - (23) 金堀町「市立特別支援学校前」の歩道整備を。
8. 次の交差点の改良を行なうこと。
 - (1) 丸山5-16-10地先のT字路の改良し、丸山公民館方面からの車が左折しやすくなること(交通不便地解消のバスが左折できない)。
 - (2) 西船6丁目、7丁目、東中山2丁目の十字路の改善。
 - (3) 357号線浜町交差点の歩道橋は歩行者と自転車を分離するよう改良を。
 - (4) 県道夏見・小室線と市道高根・八木が谷線の交差点改良。

- (5) 三咲2丁目15番地先（県道鎌ヶ谷松戸線と市道三咲八木が谷線）の交差点改良を。
- (6) 飯山満七林線と葉円台七林線の交差点改良。
- (7) 飯山満七林線、飯山満3丁目1518付近の交差点改良。
- (8) 飯山満駅マミーマート角交差点を歩車分離に。
- (9) 県民の森の所の交差点が大雨だと必ず冠水するので改善を。

9. 交通渋滞の解消をおこなうこと。

- (1) 市道3・4・27号線の早期実現。
- (2) バスベイを設置し渋滞の解消を行なうこと（高根公団～さつき台間など）。

10. 県道や国道の改善について強く県や国に申し入れること。

- (1) 県道の維持管理費を増額し、特に草刈りの回数を減らさないこと。
- (2) 船橋・我孫子線の歩道を整備すること（金杉十字路から丸山公民館入口は早急に）。
- (3) 船取線の交通渋滞の解消、とくに木下街道と交差する馬込十字路の渋滞解消。
- (4) 木下街道の歩道整備など安全対策の計画を早めること。
 - ・現在事業化されている歩道整備事業の進捗を早くし、中沢道までの歩道を早急に整備すること。また東武線の踏切から鎌ヶ谷市境までの歩道整備を事業化すること
 - ・右折車線の設置と右折信号の設置（中沢道の交差点、船橋松戸線の交差点）
 - ・自転車でも安全に通行できるようにすること
 - ・歩道の段差をなくすこと
 - ・電柱を移設すること
 - ・**東武線踏切部分の歩行者の安全対策**
 - ・東武野田線の踏切から新鮮市場にかけて南側車道の雨水が歩道に跳ね返り歩行者が歩けないので改善すること
 - ・藤原7丁目矢島酒店前の交差点は交差点内で停車する車両があり、反対の信号で横断する車両が通れなくなるので、停車禁止のゼブラゾーンを設けること。
- (5) 西船4-32付近と山野町を結ぶ県道船橋・行徳線のずい道は歩道部分が汚水で汚れているので改善すること。
- (6) JR西船橋駅付近、国道14号沿いの歩道の拡幅。
- (7) 国道14号西船橋駅～海神の歩道整備。
- (8) 県道（西船・市川線）の本中山4-2の角の歩道内にある電柱の移動
- (9) 松戸・原木線と木下街道の北方十字路の渋滞解消。
- (10) 県道松戸・原木線の西船5-23付近の歩道を改善しベビーカーや車椅子でも通行できるようにすること。
- (11) 国道14号線と松戸原木線の交差点、松戸原木線から14号線への右折信号

を設置すること。

- (12) 県道夏見小室線の歩道整備をすすめること。とくに、県道夏見小室線、夏見消防署の前の歩道の設置の際は、住民の意見を聞いて進めること。
- (13) 県道夏見・小室線（小室～小野田間）の歩道の草刈、街灯設置。
- (14) 県道夏見小室線、夏見消防署の前、三咲三叉路、県民の森交差点、北部清掃工場前の冠水の対策。県道夏見・小室線（小室～小野田間）の歩道の草刈、街灯設置。
- (15) **県道夏見小室線の大神保町船橋昭和浄苑隣接地前に歩道整備を行うこと。**
- (16) 国道 296 号線沿線に十分な幅員の歩道の整備を早急に行なうこと。
- (17) 国道 296 号線の二宮神社入口・前原駅入口などに右折レーンを設けること。
- (18) 県道千葉・鎌ヶ谷・松戸線の歩道整備（三咲～鎌ヶ谷間）を。鎌ヶ谷駅周辺の改善については鎌ヶ谷市へ改良を申し入れること。
- (19) 県道、鎌ヶ谷大仏～三咲のバス通り、自転車の安全対策と歩道の整備。

11. 市道の名称を番号だけでなく、歴史的な意味も含めたわかりやすい呼称をつけること。

12. 駐輪場の設置と放置自転車対策について

- (1) 各駅に機械式地下駐輪場の検討も含め、充分な駐輪場を設置すること。特に、船橋駅、下総中山、西船橋駅、船橋競馬場駅、塚田駅、法典駅、原木中山駅、前原駅、薬円台駅、習志野駅、北習志野駅。
- (2) 駐輪場の利用料金を引き下げる。とくに、高校生や大学生の負担を軽減すること。
- (3) 民間駐輪場の設置者に補助を出し、市営のものと同一料金にすること。
- (4) 鉄道会社に駐輪場設置のための協力をさせること。
- (5) 定期利用者以外の一時駐輪場を増やすこと。午後も人を配置して利用を促進すること。
- (6) 自転車等放置防止に関する条例の強制撤去と利用規制の部分は再検討すること。
- (7) 違法駐輪の引き取りは日曜日も応じること。
- (8) 放置自転車対策を行なうこと。特に下記の箇所。

下総中山駅周辺、西船橋駅北口スキップマート・ジーンズメイト前、船橋駅北口、本町商店街通り、中央図書館前、スーパーヤマイチ、サミット、カラオケ遊遊、バーミヤン前、本町 4-5（船橋グランドサウナ前）、本町 4-7（JR線下）、本町 5-1（トコヤ脇）、本町 1-1（ときわ書房からさくら BK）、本町 1-1（旧三和 BK からショッカー）、下総中山商店街通り、北習志野駅前商店街・JuJu 商店街、三咲駅前通り、二和駅前通り、薬円台駅、習志野駅、高根公団駅前（エポカ前も含む）、法典駅周辺、小室駅広場、船橋駅南口、原木中山駅東側。

- (9) 北習志野駅や三咲駅、高根公団駅でレンタル製を開始し、同一規格の同一機種を採用し、利用者の安全をはかること。
 - (10) 駐輪場の整理員用ボックスを広いものに改善し、冷暖房設備を完備すること。
 - (11) 駐輪場整理員の時間給を引き上げること。
 - (12) 街頭指導員を大幅にふやすこと。とくに放置自転車の多い駅には朝から夕方までの配置をすること。JR 船橋駅北口・南口、西船、下総中山北口・南口、三咲駅、二和駅。船橋駅前や京成船橋駅周辺は夜間も配置すること。
 - (13) 駐輪場の使用申し込みを、出張所でも受け付けること。
 - (14) 船橋駅北口周辺の放置オートバイの対策を行うこと。北口地下駐車場などに停められるようにすること。
14. 違法駐車・路上駐車対策をおこなうこと。特に次の箇所について取り組むこと。
- (1) JR 下総中山南側商店街の路上駐車。北口駅前パチンコ屋の裏周辺。
 - (2) JR 西船橋・下総中山間の側道の違法駐車。
 - (3) 本町商店街の路上駐車対策。
 - (4) 二和向台駅前商店街に駐車場の設置を。
 - (5) 小室駅前通り、銀行前の路上駐車対策。
 - (6) 薬園台駅周辺の違法駐車対策。
15. 信号機の設置や見直し
- (1) 丸山 5 丁目、4 丁目の境、丸山公民館近くの庚申塚前交差点に信号機の設置を。
 - (2) 船橋法典駅前ロータリーと駐輪場の横断歩道に信号機の設置し、法典西小通学路の安全対策を行うこと。
 - (3) 旭町や馬込町から木下街道を横断して通学する法典東小児童の通学路の安全対策（新鮮市場の駐車場に代わる通路の確保）。
 - (4) 木下街道藤原 2 丁目ワイズマート前に信号機の設置。
 - (5) 船取線馬込十字路の信号に、右折信号をつけること。
 - (6) 旭町松陽台からの出口に信号の設置。
 - (7) 市道 1629 号と 1626 号の交差点を改善すること。信号内に車輛が渋滞するなどで危険。すでに事故も発生している。
 - (8) 市場正門前の信号機を時差式にし、車と人とは別に渡れるようにすること。
 - (9) 県道夏見・小室線の三咲ヤオコー入口に信号機の設置。
 - (10) **八木が谷 3 丁目 20 みらく前交差点**に信号機を設置すること。
 - (11) 二和向台京葉銀行前（県道）を歩車分離信号にすること。
 - (12) 市道古和釜線・豊富線の「豊寿園」入口前に信号機を設置すること。
 - (13) 飯山満 3 - 1 3 8 6 の T 字路（光明寺から王子神社へ向かう道）を歩車分離信号にすること。

- (14) 飯山満町3丁目 1518 地先の信号機を「押しボタン式」から「自動式」に替えること。
- (15) 習志野台2丁目、12、11、26、13の交差点（通学路）に信号の設置。
- (16) 芝山7丁目芝山高校下交差点T字路に信号の設置。
- (17) 県道八千代鎌ヶ谷線大穴北4丁目の押しボタン信号機の補助信号を少し手前に移動すること。
- (18) 咲が丘3丁目1シダックス前の信号機を「押しボタン式」から「感応式」に替えること。

16. 新京成線の踏切の改善

- (1) 三咲駅の農協側踏切を歩行者が安全に渡れるように改善すること。
- (2) 市道二和・金杉線の新京成踏切が狭く、歩行者の歩くスペースも確保すること。
- (3) 薬円台駅1号踏み切り左右両側、習志野駅1号踏み切り、北習志野駅1号踏み切りの北習志野側の拡幅・歩道の確保。

17. 次の箇所に横断歩道の改善・設置をすること。

- (1) 咲が丘2-1珍味苑前県道に横断歩道の設置を。
- (2) 船取線のバス停「吹上」近くに横断歩道と信号を設置すること。

18. カーブミラーの設置を

- (1) 山野町103-1 T字路にカーブミラーの設置を
- (2) 印内公園とゲロ池間での交差点にカーブミラーを設置すること。
- (3) 印内2-2-21付近、武藏野線ガード下そばの交差点のカーブミラーの増設
- (4) 本中山3-5-9のT字路にカーブミラーの設置
- (5) 丸山1-6-1カーブしている坂道にカーブミラーの設置。

19. その他の安全対策

- (1) 自転車利用者のマナー違反が多いので、マナー向上の啓発を行うこと。
- (2) 道路横断用の黄色旗を設置すること。
- (3) 小さな公園周辺の道路の安全確保。凸凹をつけたり、路面の色を変えたり公園の出入口を飛び出しにくくする等。
- (4) 駅構内や歩道を走る自転車が危険。スピード規制や乗車禁止の措置を。
- (5) 東武野田線塚田駅と馬込沢駅のほぼ中間、特養ホーム「あさひ苑」脇の踏み切り、交通量混雑の解消を。
- (6) JR下総中山駅の南口から北口へ速やかに移動できる連絡通路の設置を。
- (7) 印内2-5-25変則交差点の安全対策。(土日は競馬場警備員がいるが平日

なし)

- (8) 西船台自治会内(古作)中央道路のスピード違反の取り締まりをすること。
- (9) 西船 5-3-11～西船 6-6-23 を結ぶ、細い通学路の安全対策の強化。
- (10) 旧西図書館を下った所から神社に沿ってレンタルビデオの前までの歩道、放置自転車・バイク対策を。
- (11) 県道松戸原木線から西船 6-6-23 のY字路につながる坂道を高速で降りてくる自転車対策(路面表示等あるがまだ危険)。
- (12) 海神町西 1 丁目にある西船跨線橋の歩行者用通路について、防犯対策を測ること。
- (13) 法務局の駐車場待機の車で 14 号線が渋滞するので、改善を要請すること。
- (14) J R 船橋駅北側より夏見一金杉一三咲へのバス路線の渋滞の解消を。
- (15) 船橋駅近くのガード横の歩道は、柵があり乳母車が通れない。車道も危険であるので早急に調査を行い、改善すること(シャポー駐車場入口の一方通行の道路)。
- (16) 中央病院の駐車場待ちの路上待機車をなくすこと(特に朝の混雑時)。
- (17) 二和向台から豆ヶ台に抜ける道路(二和西 4 丁目から 6 丁目)の速度制限をすること。
- (18) 二和駅前通りは、日昼左右に駐車が多く自転車で通るときは非常に危険。取締りの強化を警察に要請すること。
- (19) 二和東 5 丁目の一方通行は朝夕のみであるがそれも守られていない。制限速度も 20km にするよう再度警察に要請すること。
- (20) 高根木戸近隣公園、高根台中学校及び高根公団駅入り口交差点は落ち葉がたまり、冠水するので、定期的な清掃を行うこと。市内一円を対象とし、雇用創出事業として実行すること。
- (21) 自転車専用道路(レーン)の設置をすすめること。(特に市場どおり、三山けやき通り、北習志野駅前通などは急ぐこと)。
- (22) 千葉病院バス停入口に大型車進入禁止のわかりやすい表示にすることを再度要請すること。
- (23) 3・4・27 号線、二宮郵便局前裏道路の交通混雑の改善を。

4) 下水道部

1. 公共下水道普及率を抜本的に高めること。そのための財源として市事業に対する県の負担を強く求めること。
2. 下水道使用料は引き上げを行わないこと。
3. 浄化槽から下水道への切り換えに対し助成を行うこと。
4. 市街化調整区域でも、住宅街になっている所は、公共下水道対象区域に組み入れること。
5. 西浦処理区のJR総武線南側地域の水路あとを緑道として活用すること。
6. 環境整備事業による排水事業での地元負担をなくすこと。
7. 川や海の汚れない排水対策を。
8. 真間川・海老川をきれいに管理すること。
9. 下水道整備にともない、代替機能をもつ調整地を廃止するときは充分地域住民の意見をきくこと。
10. 丸山2丁目、マルサストア前から石井水道工事店の先(鎌ヶ谷G. H入口付近)の道路の雨水対策。(大雨になると10分ぐらいだが、川のようになる。下水の臭いが北風、北東の風が吹くとたまらなく臭い。)
11. 船取線から丸山5丁目47前の市道に流れ込む雨水対策を行うこと。
12. 馬込町市営住宅前の道路冠水対策。上流での雨水抑制対策を行うこと。
13. 二和川流域の東武線の冠水や木下街道の冠水対策と馬込町や馬込西地域の雨水排水路を整備すること。
14. 高野台4~7周辺の雨水対策。
15. 咲が丘1丁目「市立咲が丘小学校」グランド北側一帯の水害対策。
16. 東中山2丁目の私設下水の清掃を市でおこなうこと。
17. 本中山地域の下水整備を。とくに本中山1丁目19番地南の排水設備を早急におこなうこと。
18. 二子町や船橋駅のどぶ臭いにおいをなくすこと。二子町493-9、アパート付近の排水路のボウフラ対策を。
19. 小栗原小学校前の道路や、周辺の道路の側溝のヘドロ除去。
20. 行田3丁目付近、東武ストア周辺の道路冠水がひどい。雨水管を設置しなおすこと。
21. 海神町南1丁目、市川市との境の河川をきれいにすること。
22. 三咲のくりが丘自治会館付近、滝不動駅方向の右側の道の雨水対策。排水線が詰まっている。
23. 二和向台京葉銀行交差点の雨水対策。
24. 二和東5の**20島田理容室**前市道の雨水対策(二重川の最上流部)。
25. 二和東6-1二重川の雨水対策を。
26. 咲が丘4-2、4-9付近「咲が丘南部商店街」通りの雨水対策。
27. 二重川の草刈りを年2回実施するよう県に要請すること。

28. 二和東5－32－17埋蔵文化財センター付近の雨水対策。
29. 二和西地域の下水道整備。
30. 三咲5丁目7-14の冠水（140センチメートル）対策を行うこと。
31. 三咲5丁目23-2の冠水とユスリカ対策を行うこと。
32. 三咲9丁目16-4芳澤金物店前の排水不良の点検回収と歩道の改修。
33. 二宮1丁目地域の下水道整備を早急におこなうこと。
34. 飯山満川の浚渫及び堤防の補修を早急に行い、飯山満・芝山・西習志野一帯の雨水対策を行うこと。
35. 高根台6丁目32番地周辺の溢水対策の改善を進めること。
36. 高根台3丁目(高根台中学校裏)の溢水の改善を進めるkpと。
37. 松が丘3丁目の溢水の完全を進めること。
38. 木戸川の整備を早急に完成させること。
39. 以下の地域の道路冠水対策を行うこと。
 - (1) 法典東小前の道路から東武線の線路の方へ流れる雨水の排水整備。
 - (2) 飯山満3丁目ファミリーマートからオレンジガーデンケアセンターへの道路排水整備を早急に。
 - (3) 松が丘エネオス前の排水が悪いため、通過する車両のはっ水で歩行者が水しぶきを受け、不快な思いをしているので早急の改善を。
40. 小室南公園前市道の雨水対策を行うこと。

5) 建築部

1. 都市再生機構の賃貸住宅について

これまで政府が進めてきたURの民営化・分割などは自治体にも重大な影響がある。公共住宅として存続させること。

- (1) 「再編再生プラン」による住宅戸数の削減・民営化には反対し、市民の住宅セーフティネットとしての役割を果たすよう求めること。
 - (2) 団地再生については居住者の同意が得られるものにし、市も居住者の要望にそって都市再生機構と対応すること。
 - (3) 高根台団地の建て替えについては環境の保全、回復、福祉施設の建設、商店街の活性化、交通アクセス、歩道整備など、市民合意の計画を立てること。また、余剰地については、福祉施設の整備がすすむよう積極的にとりくむこと。さらに市営住宅・県営住宅の建設を行なうこと。
 - (4) 3年毎の家賃値上げをやめるよう要請すること。
 - (5) 家賃値上げにより収入の一定割合をこえた場合の減額措置をとることを要請すること。
2. 建築確認業務を充実し、欠陥住宅を未然に防止すること。構造計算書偽造問題でも明らかにされたように、民間検査機関に提出された申請物件に対しても、安全性確保のために対策を検討すること。
 3. 住生活基本計画には、住居費の負担限度を明らかにすること。市営住宅供給計画は不充分なので、市民の実態に合わせて建設戸数を増やすこと。
 - (1) 希望者の多い家族向け市営住宅建設は長期計画をたてて毎年増設していくこと。
 - (2) 県営住宅を市内に増設するよう県に働きかけること。
 - (3) 老人・障害者・母子世帯・若い世帯に対する住宅の斡旋と家賃の補助を行なうこと。
 - (4) サービス付き住宅などの老人世帯や障害者向けの住宅確保と家賃補助制度を拡充すること。高齢者のための住宅のあっせん窓口を設けること。
 - (5) 住宅改修資金融資制度を新設するとともに、現在の住宅改造資金の貸し付け規則に集合住宅の建て替え時の「区分所有者」も適用できるよう枠を拡げること。
 - (6) 市営住宅が不足する現状からみて、適正な水準と入居要件をゆるやかに設定する民間アパートにたいしては、改良建築に援助と指導を行い、利子補給などの優遇措置を講ずること。

4. 市営住宅について

- (1) 収入の著しく低い世帯には、県と同じ基準で減免すること。収入段階が第1段階について、県と同様の減免制度を適用すること。県・市営住宅家賃の減免制度及びその基準を居住者に知らせること。
- (2) 市営住宅の結露対策を行うこと。また結露による壁紙のはがれやカビの改修をすること。
- (3) 藤原市営住宅の入り口スロープの傾斜がきついので滑り止めや手すりをつけること。

5. 住宅開発や建築指導行政は、住民の声をよく聞き公正、民主的に行ない、近隣居住環境を悪化させないこと。

- (1) 開発にともなう都市施設への負担を強化すること。
- (2) マンション建設を規制する条例を制定し、保育・教育施設の不足や近隣住環境を悪化させないようにすること。

6. 市街化調整区域の不法建築物について、是正させること。大穴南3-44の東京セントラルサービス、楠が山の平成建設（株）の建物。

7. ガス管の負担区分について

- (1) 公共施設建設に際し、本支管の敷設に当たっては、ガス事業者が負担するよう厳正に対応すること。
- (2) 民間マンションなど集合住宅のガス管「布設替え」に当たっても（1）の趣旨が徹底されるよう市として対応すること。

8. 住宅地での葬儀場の建築・営業について、住民の理解を得ないまま進められるような場合がある。市が責任を持って指導するか、規制する要綱を整備し、国の法整備を求める要請を行なうこと。

9. 建替時の道路要件を満たすためのセットバックを確実に行なうよう市民に啓蒙すること。

10. 市役所にマンションの維持、管理のための相談窓口を置くこと

- (1) 管理アドバイザー制度をたちあげること。
- (2) 大規模修繕工事、駐車場増設、共用部分のバリアフリー化工事等、管理組合が行なう良好な維持管理のために利子補給などの支援制度を設けること。
- (3) 市内マンションの耐震状況を把握し、耐震診断費用助成制度の拡充、耐震補強工事助成制度を実施すること。
- (4) 地球温暖化防止の観点からも、敷地内の緑地保全と新たな創出のための技術支援や費用への助成制度を設けること。

- (5) 分譲時からの消費者保護を図るために制度をつくること。また、建築基準法に定められている中間検査制度の徹底を図ること。
- 11. 県営住宅について、エレベーターの設置や老朽箇所の修繕などを県に要請すること。
- 12. 老後を安心してくらせる安い公的賃貸住宅を提供すること。
- 13. 二和東5丁目の財務省アパートの空き室を「老人憩いの家」などに利用できるよう、国にはたらきかけること。

12. 教育委員会

1. いじめ防止対策推進法が施行されたが、内容には問題があるので、この運用にあたっては以下の項目について配慮するよう強く求める。
 - (1) 法律で子どもに「いじめを禁じる」と命令し、義務化しているが、子どもを服従させるようなやり方を取るべきではない。子どもたちには「いじめは人権侵害である」ということを、憲法と子どもの権利条約をふまえて指導すること。
 - (2) いじめ対策として「道徳心」の指導が基本理念の1つとされているが、「道徳心」は、自主自発的に進めるべきであって、上から押し付ける事は逆効果である。教員・子ども・保護者等の自主性を尊重すること。
 - (3) いじめる子どもへの、厳罰化はやめること。
 - (4) 被害者等が真相を知る権利を、保障すること。
 - (5) 保護者に対し「規範意識を養うこと」が義務づけられているが、法律によって強制されれば、家族間の信頼関係が損なわれるおそれがある。家庭教育は、学校と保護者との協力に基づいて行うこと。
 - (6) いじめ被害者に対する医療・教育のための措置・35人学級の実現・養護教諭の増員など、教育の諸条件の整備を行うこと。
2. 高等学校授業料の無償制度に所得制限をもちこませないこと
3. 国家による教育内容への無制限の支配・統制をすすめる改悪教育基本法の具体化をやめること。
4. 学校給食は民間委託方式を撤回し、直営自校方式を復活すること。
5. 小、中、高校の30人以下学級を早期実現するよう国・県に要請し、市独自でも実施できるようにすること。
6. 子どもの権利条約そのものを授業の中に取り入れること。
7. 新学力観に基づく子どもの評価をやめること。
8. 「体罰」は、私的制裁であることを明確にし、根絶すること。
9. 中学校の免許外教科担当を解消すること。臨時免許でごまかさないこと。
10. 千葉県教育委員会に対し、県立高校の統廃合をやめるよう要請すること。公立高校進学希望者が入れる定数に拡充するように県に求めること。
11. 文部科学省に対し、子どもの人間的発達を無視した、画一的な学習指導要領の押しつけをやめるよう要求すること。
12. JR総武線以南に中学校の建設を。(小栗原、海神南)
13. 学区が広い中学校での自転車通学を認めること(海神地区)。
14. 全国一斉学力テストに参加しないこと。成績発表は行わないこと。
15. 「義務教育無償」を完全実施するために、父母負担を求めないこと。必要な教材は公費でまかなうこと。
16. 普通学級に在籍する障害児に介助員を配置すること。
17. すべての公立小中学校にエレベーターを設置すること。
18. 人口の社会増と教育施設の整備について調整すること。開発業者によるバス

通学は解消すること。当面、現在のバス停には屋根やベンチを設置して、子どもたちの負担を軽減すること。

1) 管理部

◎ 総務課

1. 職員の定数削減を中止し、教育環境充実のため増員を図ること。
 - (1) 図書事務、理科実験事務は、正規職員とし、全校に配置すること。
 - (2) 用務員を正規職員として採用すること。
 - (3) 特別支援学校、特別支援学級の介助員は正規職員とし、増員すること。
2. 中学校にも専任の図書館事務職員を正規職員で配置すること。
3. 特別支援学級の臨時の介助員を正規職員として採用すること。当面大幅な待遇改善を行なうこと。
4. 技術家庭科助手、パソコン事務補助は正規職員を全校に配置すること。
5. 各小中学校ごとにスクールカウンセラーを配置すること。

◎ 財務課

1. 図書購入費の予算を増額すること。
2. 備品、消耗品、図書修繕等の学校配当予算を増額すること。
 - (1) 模造紙、画用紙を十分に配当し、父母に負担をさせないこと。
 - (2) 中学校の技術室の工具を増やすこと。
 - (3) 教職員の事務用品費を増額すること。

◎ 施設課

1. 耐震補強工事を早急に完了させること。
2. 校舎の管理・修繕をきめ細かく計画的に行なうこと。
3. 校舎、校地、設備の維持、改善に関する予算を増額すること。改修・修繕計画を明示すること。
 - (1) 老朽化したトイレの改修を行なうこと。
 - (2) 雨もりを至急改修すること。
 - (3) 校舎の外壁修繕・再塗装すること。
 - (4) 床の修繕を行うこと。
 - (5) 小学校低学年の教室の黒板は可動式のものにすること。
 - (6) 職員用男女別休憩室を全校に設置すること。
 - (7) 御滝中の特別棟にトイレを設置すること。

4. 空き教室については、福祉作業所、地区社協の子育てサロンやデイサービスなどへの利用を促進すること。
5. 施設・校庭遊具のペンキ塗りや修繕を、教職員、児童・生徒に肩代わりさせることをやめ、専門家の手で定期的に実施すること。
6. 家庭科室の各テーブルの流しに給湯設備を整備すること。
7. 飯山満西小学校について、通学の利便性・安全性の確保と災害時の避難経路確保のために、西側にも入り口を設置すること。
8. 学校校舎についてエレベーターの設置や段差の解消など、バリアフリー化すること。

2) 学校教育部

◎ 学務課

1. ゆきとどいた教育をすすめるために、小中学校の少人数学級を実現するよう国や県に働きかけること。市独自に教員を採用し、少人数学級への移行をすすめること。
2. 教員の免許外教科担当をなくすため国・県に働きかけること。必要な教員は当面市費で配置すること。
3. 葛飾小など西部地域の過大校解消のため小学校を新設すること。適正規模化をすすめること。
4. 養護補助教員を全校に配置し、大規模校には養護教諭を複数配置すること。事故対策要員を配置すること。
5. 市立幼稚園を設置すること。
6. 私立幼稚園の父母負担の軽減を図ること。
7. 各幼稚園の施設・保育内容を点検し、必要な改善勧告を行なうこと。
8. 幼児教室に対する就園児補助・運営費補助を実施すること。
9. 「学級定数認可日」を4月1日以前にするよう県に働きかけること。
10. 就学援助制度について、クラブ活動費、PTA会費、学級費を支給すること。さらに市の独自援助項目を追加し、拡充すること。
11. 学校職員の出張や研修の内容を精選し回数を減らすこと。
 - (1) 行事調整委員会で調整をはかること。
 - (2) 強制的な出張、研修はやめ、学校現場の状況を第一にすること。
 - (3) 小規模校に配慮すること。
12. 日本語を話せない児童、生徒のための補助教員を配置すること。
13. 私立高校の助成を増やすこと。
14. 長期欠席児童・生徒への適切な対応を行なうための教員を配置し、特別な指導体制をとること。

15. 教職員の事務服、運動服、白衣などの予算化を県教育委員会に申し入れること。
16. 事故対策教員の予算を増額するとともに、事務職員、栄養士について事故対策要員を確保し、欠員を生じないようにすること。
17. 労働安全衛生法に基づく教職員の勤務実態管理を行うこと。

◎ 指導課

1. 「子どもの権利条約」が実効あるものとなるよう、教育現場での対応を見直し、改善を図ること。
2. いじめの根絶に向けた取り組みをすすめること。
3. 学校行事の中で「日の丸」「君が代」の強制を行なわないこと。
4. 小中学校で、農業や環境問題（ゴミ、リサイクル）を科学的な立場からもっと取り上げること。
5. 各小中学校に東京湾三番瀬関係のビデオを配布し、身近なところに海があり、生活にどう結びついているかを教えていくこと。
6. 父母負担の軽減をはかること。
 - (1) 義務教育課程でのワークドリルなどの副教材は公費負担とすること。学級費・教材費は徴収しないこと。
 - (2) 校外学習は公費負担とすること。
 - (3) 進路指導に必要な経費は公費負担とすること。
7. 研究校の指定については、次のことに配慮すること。
 - (1) 当該学校に事前にその内容を知らせ、教職員の合意を前提に行なうこと。
 - (2) 研究指定を受けた学校が、教職員の勤務や児童の実態を顧みない、いわゆる「行きすぎた研究」が行なわれないように、所属長に対し適切な指導を行なうこと。
8. 合同訪問を実施するさい、次のことに留意すること。
 - (1) 学校現場の繁忙期（学期末、学年末）には実施しないこと。
 - (2) 過度な「対応」や「接待」はさせないよう指導すること。
9. 公立中学校の服装を自由にすること。
10. 通学カバンの指定はやめること。特に、重いスポーツバックタイプのものは、生徒の身体に悪影響をあたえているのでやめること。
11. 小中学校の図書室を地域に開放すること。
12. 名簿は男女混合とすること。ジェンダーフリー教育を推進すること。

◎ 保健体育課

1. 学校給食費の値上げは行わないこと。
2. 食中毒対策のための施設改修・改善を行うこと。
3. 学校給食の調理業務委託はやめ直営にすること。災害時に炊き出しが行える

- 体制を整えること。中学校の給食は入学当初から実施すること。
4. 中学校に生徒用の更衣室を設置すること。
 5. 小中学校の給食食材の塩素消毒はやめること。
 6. 学校給食に、市内産の農産物を使うこと。ポストハーベストなどが心配される輸入農産物は使用しないこと。また、遺伝子組替食品は使わないこと。
 7. パンなどの小麦製品や、みそ、納豆、豆腐などの大豆製品は、県内産の小麦や大豆100%使用のものに切り替えるよう県に要請すること。
 8. バッグ、体操服、ジャージー、水着、上着、体育館ばきなど、学校指定により割高になっているものは改善するよう、関係機関に働きかけること。
 9. 部活動に必要な費用は全額公費でまかなうよう関係機関に働きかけること。専門家を採用し科学的、専門的な指導ができるようにすること。
 10. 連日の早朝練習や休日練習など、行き過ぎた小中学校の課外活動を見直し是正すること。
 11. 教職員の定期検診を充実させ、人間ドックが無料で行なえるようにすること。

◎ 市立高校

1. 普通科の通学区域の市外への拡大は行わないこと。生徒の定員削減を行わないこと。
2. 部活動は生徒による自主的な運営のもとに行い、練習計画も生徒が中心で決定できるようにすること。暴力・暴言・しごきをなくすこと。
3. 特別支援学級を設置すること。
4. 国に授業料無償化継続を要望し、入学料・教科書代他も無償化を国に求め、市独自にもすすめること。
5. 入学者の選抜は公正に行うこと。

◎ 総合教育センター

1. 特別支援学級の児童数5人以下の学級にも介助員をつけること。
2. 特別支援学級の担任教諭が妊娠したときは、その人に対する介助員をつけること。
3. 総合教育センターに体育館・グランドを設置すること。
4. プラネタリウム館の入場料はすべて無料とすること。
5. すべての中学校に特別支援学級を設置すること。
6. 障害をもつ児童・生徒が普通学級に通学する場合は、必ず介助員を配置すること。
7. 特別支援学校・特別支援学級の卒業生を、市や、市の関連施設で積極的に採用すること。
8. 教職員の研修を保障するための予算を計上すること。
9. 中学校特別支援学級の作業室を充実すること。

10. 特別支援学級に電話、手洗い場、調理設備を設置すること。中野木、葛飾小の特別支援学級に、専用のシャワー付きトイレを設置すること。
11. 通級指導教室を増設すること。担当職員を増やして、個別指導計画の作成と実施にかかる負担を減らし、指導にあたる時間を増やすようにすること。
12. **発達障害の周知、通級や固定級担当者の専門性の向上を図ること。**中学校の進路指導の際には「特別配慮通知」が活用できることを保護者に伝えること。

3) 生涯学習部

1. 公民館使用時間帯区分と、社会教育団体等の有料化を見直し、元に戻すこと。
利用手続きを簡素化すること。
2. 公民館の市民利用については無料にすること。
3. 児童・生徒が利用できる地域の施設を拡充すること。
4. 社会体育施設を充実させること。
5. 体育館、グラウンド、温水プール、各種のコート、道場、野球場、サッカー場などの整備年次計画をつくり、計画的な整備をすすめること。
6. まちかどスポーツ広場を増設すること。
7. 葛飾中学校区にサッカーのできるスポーツ広場を設置すること。
8. 宿泊できる社会教育施設を市内に建設すること。
9. 平成8年4定で全会一致で採択された、多目的中規模ホールの建設について陳情団体と協議し、具体化すること。

◎ 社会教育課

1. 図書館サービスを抜本的に拡充し、身近に利用できる図書館サービスを実現すること。
すべての公民館にネットワーク図書館を設置すること。小中学校図書館とのネットワーク化を図ること。
 - (1) 図書館の利用時間を延長すること。
 - (2) 駅前に返却ポストを設置すること。
 - (3) ビデオソフト（DVD）を充実し、貸出を行なうこと。
 - (4) 新刊本を増やし借りやすくすること。医学書など専門書も新しいものをそろえること。
 - (5) 公民館の図書も含め、図書購入に市民の声を反映させること。
 - (6) 学習室・スペースを設置すること。
 - (7) 「平和図書コーナー」を設置すること。
 - (8) 移動図書館の回数を増やすこと。
 - (9) 西船図書館の建設は地域住民の参加で進めること。

- (10) 午後のみの利用となっている公民館図書室の利用時間を午前9時から午後5時に時間延長すること。
 - (11) 北図書館の駐車場を増やすこと。
2. 視聴覚ライブラリーを充実すること。視聴覚ライブラリーの貸出し、返却は公民館でも受け付けること。
 3. 地域文庫の補助金を増額すること。
 4. 公民館について
 - (1) 公民館を増設すること(行田、前原団地、JR 線西船駅以南、南三咲、金杉、西習志野、芝山、高野台)
 - (2) 2階建て以上の公民館にエレベーター等を設置し、車イスの人でも利用できるようにすること。
 - (3) 車椅子で舞台に上がれない公民館がある。必要な時に昇降機を用意すること。
 - (4) すべての公民館に防音つきの音楽室を設置すること。
 - (5) 公民館の図書室、新聞・雑誌コーナーを充実すること。
 - (6) 市民参加の自主事業を充実させること。
 - (7) 公民館のサークル用備品を充実し、物置を設置すること。
 - (8) 公民館の利用時間を延長すること。

◎ 文化課

1. 文化財保護等将来ビジョンを実施計画等文書で明らかにすること。
2. 文化財保護の予算を増やし、文化財調査をし、保存する価値のあるものは保存すること。
3. 東部地域に第2市民文化ホールを建設すること。
4. 美術館・博物館を建設すること。
5. 市民文化ホールの使用料を引き下げる。自主的文化団体の使用料を減免すること。
6. 周辺の変化に配慮し、清川記念館の早期整備。
7. 音楽専用の中ホールの建設。
8. 郷土資料館と飛ノ台博物館に学芸員の資格を持つ職員を配置すること。

◎ 生涯スポーツ課

1. 小・中学校の体育館、校庭の夜間・休日の全校開放をすすめ、ネットや夜間照明の設備を整え必要な人員を配置すること。
2. 小・中学校のプールは夏休み中の一般開放を拡充すること。
3. 民間スポーツ施設を市民へ開放するよう設置者に働きかけること。
4. 東部地域に運動公園と遊歩道、サイクリング道路を建設すること。

5. 屋内プールを増設すること。公営プールを無料にすること（特に子どもの利用について）。
6. 総合体育館の駐車料金を無料にし、使用料を引き下げるのこと。
7. 自主的な市民文化スポーツ団体の要求をよく聞き、援助や助成を行なうこと。
8. 市のマラソン大会は市内愛好者の声を取り入れ、市民に親しまれる事業に改善すること。
9. 運動公園プールのレクリエーションプール併設では、市民の声をよく聞いて整備すること。使用料を引き上げないこと。

◎ 青少年課

1. 一宮少年自然の家について下記の改善をすること。
 - (1) 日の丸の掲揚をやめること。
 - (2) 食事は直営事業で行なうこと。
 - (3) 常駐の養護教諭を配置すること。
 - (4) 津波対策をとること。

13. 議会

1. 議会事務局の調査機能を充実すること。都市河川・都市基盤・教育・福祉など県内自治体の政策を収集し、調査月報などを作成・配布すること。
2. 議会図書室を10階に移し、常時開室をして利用を高めること。
3. 各党の基本的政策集はそろえること。
4. 議員控室に事務局員を配置させること。
5. 議会開会中は庁内アナウンスで来庁者に傍聴を呼びかけること。
6. 市議会ホームページに速報版の議事録を掲載すること。

14. 監査委員

1. 隨意契約で行われている契約について、地方自治法に基づく厳格な入札が必要である。現在の随意契約が法や政令、財務規則に照らし適正であるか監査すること。
2. 外部監査人には、効果的な監査となるよう契約すること。また、公認会計士だけでなく、弁護士もいれること。
3. 地方自治法第 242 条第 2 項本文の法定期間の経過した住民監査請求については、千葉地方裁判所（平成 15 年（行ウ）第 13 号 損害賠償請求事件）判決で示されたように、この裁判における市の主張内容だけをもって、同項但し書の「正当な理由」がないとして、住民監査請求を却下しないこと。
4. 監査報告を分かりやすいものとすること。
 - (1) 重要事項についての説明を行うこと。
 - (2) 職員の配置も明記し、前回監査時との比較、職員の増減、非常勤、臨時、再任用職員も明記すること、また時間外勤務の多寡についても記載し、その実態についての評価も記載すること。
5. J C N 船橋・習志野に清掃工場用地を普通財産、随意契約で貸し付けているが、当該企業の公共性と貸し付け手続きの正当性について監査すること。

15. 選挙管理委員会

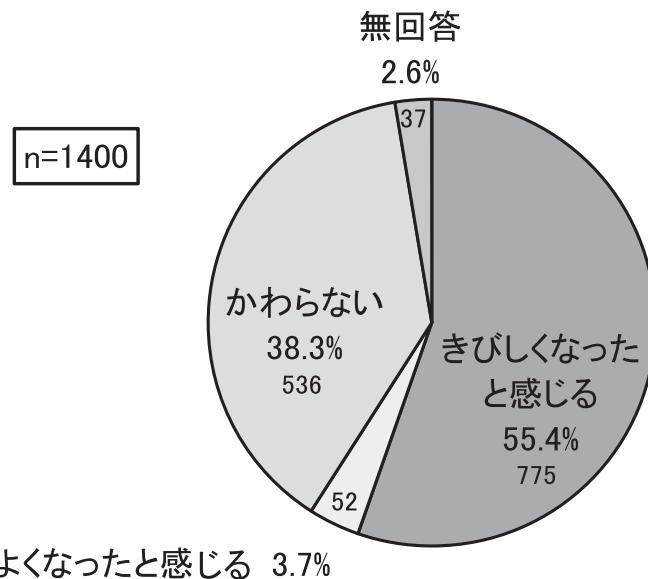
1. 投票所を増やすこと
高野台地区に投票所を設置すること
丸山 2 丁目に投票所を設置すること
船橋法典駅周辺に期日前投票所を設置すること。

■2014年度予算要望アンケートは、2013年8月より市内に約12万枚を配布。

■2013年10月末までに回答を頂いた分、1400通についての集計。

1. 暮らしについて

あなたの暮らしについて、去年と比較して"きびしく"なっていると感じますか。



	回答数	%
全体	1400	100.0
1 きびしくなったと感じる	775	55.4
2 よくなったと感じる	52	3.7
3 かわらない	536	38.3
無回答	37	2.6

2・優先的に実施

問2:あなたが優先的に実施してほしい政策を次の中から5つまで選択してください。 (MA)

順位	全 体	回答数	%
1	高齢者福祉の充実	608	43.4
2	国保や介護などの保険料の引き下げ	572	40.9
3	医療の充実	483	34.5
4	放射能や農薬など食品の安全対策	472	33.7
5	生活道路整備や歩行者の安全対策	374	26.7
6	雇用対策	354	25.3
7	自然エネルギーの活用	297	21.2
8	子育て支援の充実	294	21.0
9	防災対策	256	18.3
10	防犯対策	239	17.1
11	障害者福祉の充実	182	13.0
12	乱開発防止や住環境保全	166	11.9
13	いじめ・体罰の根絶	166	11.9
14	ごみの減量や温暖化防止対策	154	11.0
15	図書館や文化ホールなど文化施設の充実	147	10.5
16	公園の増設や緑地の保全	142	10.1
17	地産地消と農漁業の振興	134	9.6

順位	全 体	回答数	%
18	市出張所での申請業務の拡大	132	9.4
19	商店街や中小企業振興	99	7.1
20	市営住宅増設や家賃補助	92	6.6
21	交通不便地域へのコミュニティバスの運行	86	6.1
22	三番瀬の保全	86	6.1
23	駐輪場の整備	83	5.9
24	公共下水道や河川整備	82	5.9
25	住宅リフォーム助成制度の再開	71	5.1
26	買い物不便地区への支援	69	4.9
27	その他	67	4.8
28	公民館業務の改善 (窓口での申請業務の取扱い、利用時間区分の見直し)	66	4.7
29	少人数学級の実現	63	4.5
30	スポーツ施設の増設	57	4.1
31	道路冠水の解消	52	3.7
32	投票所の改善・増設	35	2.5
33	過大規模校の解消	27	1.9
	無回答	34	2.4

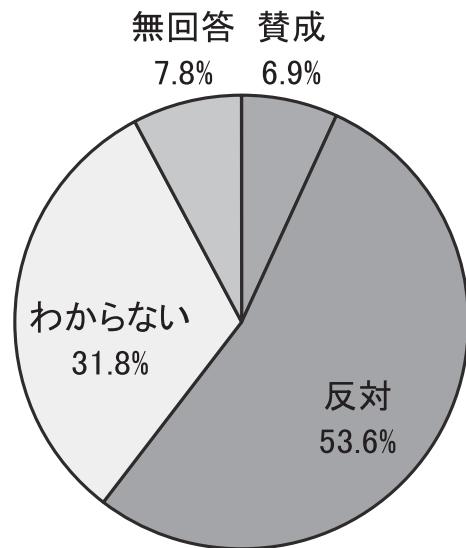


3. 開発行政について

(船橋駅南口再開発事業・飯山満土地地区画整理事業・海老川上流域区画整理事業)
こうした開発行政に

n=1400

(SA)		回答数	%
全体		1400	100.0
1 賛成		96	6.9
2 反対		750	53.6
3 わからない		445	31.8
無回答		109	7.8

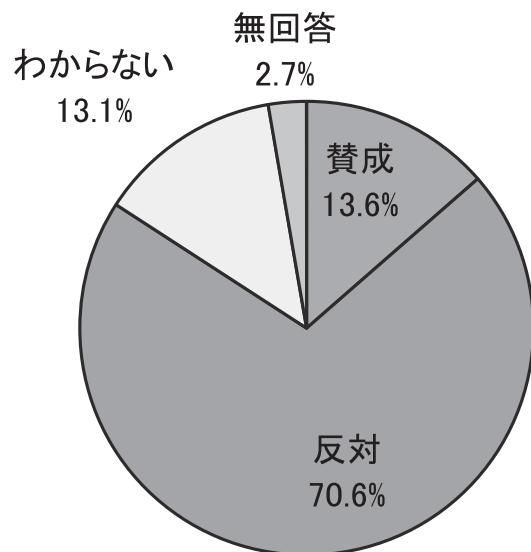


4. 原子力発電について

あなたは、原発の再稼働や輸出に、

n=1400

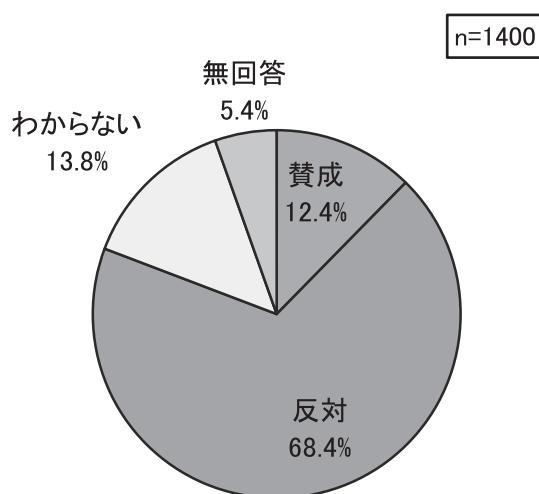
(SA)		回答数	%
全体		1400	100.0
1 賛成		190	13.6
2 反対		988	70.6
3 わからない		184	13.1
無回答		38	2.7



5. 憲法について

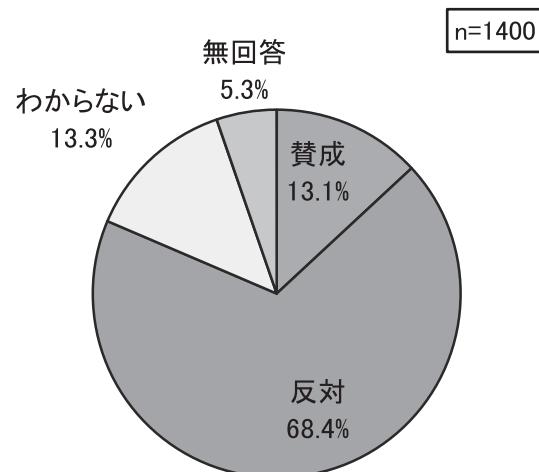
(1) 憲法 96 条改定について

	回答数	%
全体	1400	100.0
1 賛成	173	12.4
2 反対	958	68.4
3 わからない	193	13.8
無回答	76	5.4



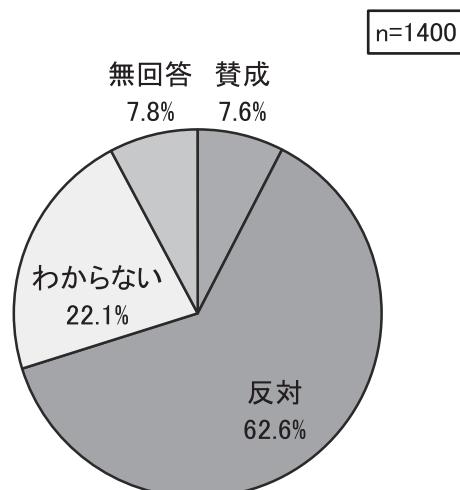
(2) 憲法 9 条改定について

	回答数	%
全体	1400	100.0
1 賛成	183	13.1
2 反対	957	68.4
3 わからない	186	13.3
無回答	74	5.3



(3) 憲法 97 条の削除と 13 条の改定について

	回答数	%
全体	1400	100.0
1 賛成	106	7.6
2 反対	876	62.6
3 わからない	309	22.1
無回答	109	7.8



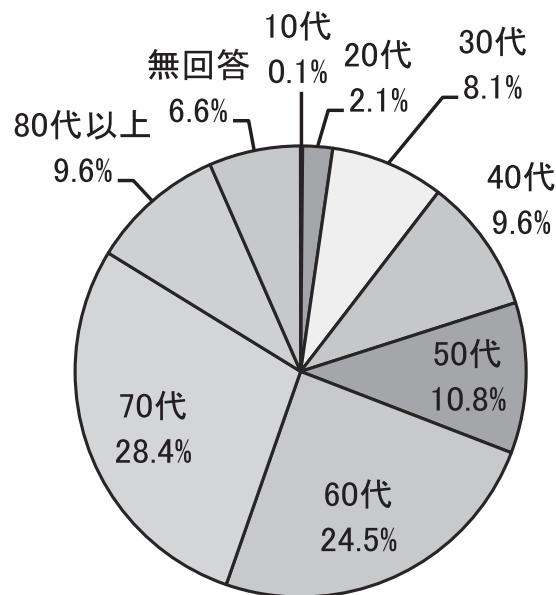
8. 年代と性別

あなたの 年代と性別 をお聞かせください。

①回答者の年代

n=1400

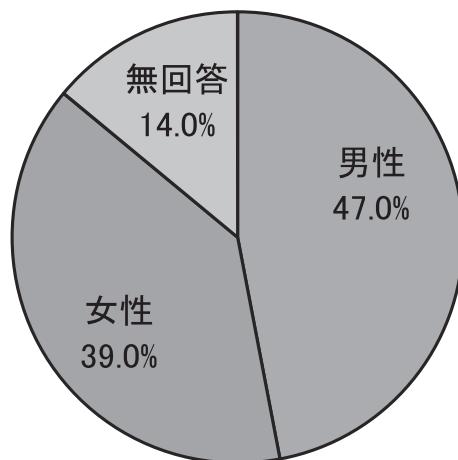
回答数		%
全体	1400	100.0
1	10代	2
2	20代	30
3	30代	114
4	40代	135
5	50代	151
6	60代	343
7	70代	398
8	80代以上	135
	無回答	92



② 性別

n=1400

回答数		%
全体	1400	100.0
1	男性	658
2	女性	546



あなたの声を 市政に 届けます

市民アンケートにご協力ください

2013年9月 日本共産党船橋議員団

参議院選挙では、日本共産党は改選3議席から8議席に躍進し、非改選の3議席とあわせ11議席となり、議案提案権を持つことになりました。

高まった発言力を大いに發揮し、消費税増税、原発再稼働・輸出、憲法改悪、普天間基地の辺野古移設など、大企業とアメリカの要望に沿った暴走を続ける安倍政権と対決し、国民の暮らしを守る政治実現にむけ、全力で奮闘します。

また、6月に行われた船橋市長選挙では、日本共産党は、「明るい船橋民主市政の会」のさとう和子さんを推薦して

選挙をたたかいました。当選には至りませんでしたが、多くのみなさんのご支持・ご支援をいただきました。掲げた公約実現のため全力をつくします。

この市民アンケートに寄せられた要望は、「2014年度予算要望書」として、市長に提出して実現を求めていきます。なお、要望としてまとめたものを、日本共産党船橋市議団のホームページに掲載いたしますのでご覧下さい。ご協力、よろしくお願ひいたします。

1 あなたの暮らしについてお伺いします。該当する項目に○をつけてください。

去年と比較して、 1. きびしくなったと感じる 2. よくなつたと感じる 3. 変わらない

(そのように感じる要因は何ですか。よろしければお書きください。)

)

2 あなたが優先的に実施してほしい政策を次のなかから5つまで選択し、○をつけてください。 よろしければその具体的な内容を□内にお書きください。

- | | | | |
|---------------------|-------------------------|------------------------|---------------------------------------|
| 1. 医療の充実 | 12. 放射能や農薬など食品の安全対策 | 23. 三番瀬の保全 | 29. スポーツ施設の増設 |
| 2. 子育て支援の充実 | 13. 防災対策 | 24. ごみの減量や温暖化防止対策 | 30. 公民館業務の改善(窓口での申請業務の取扱い、利用時間区分の見直し) |
| 3. 高齢者福祉の充実 | 14. 防犯対策 | 25. 過大規模校の解消 | 31. 市出張所での申請業務の拡大 |
| 4. 障害者福祉の充実 | 15. 亂開発防止や住環境保全 | 26. 少人数学級の実現 | 32. 投票所の改善・増設 |
| 5. 国保や介護などの保険料の引き下げ | 16. 生活道路整備や歩行者の安全対策 | 27. いじめ・体罰の根絶 | 33. その他() |
| 6. 公園の増設や緑地の保全 | 17. 駐輪場の整備 | 28. 図書館や文化ホールなど文化施設の充実 | |
| 7. 雇用対策 | 18. 交通不便地域へのコミュニティバスの運行 | | |
| 8. 商店街や中小企業振興 | 19. 公共下水道や河川整備 | | |
| 9. 住宅リフォーム助成制度の再開 | 20. 道路冠水の解消 | | |
| 10. 買い物不便地区への支援 | 21. 自然エネルギーの活用 | | |
| 11. 地産地消と農漁業の振興 | 22. 市営住宅増設や家賃補助 | | |

※具体的な内容

3 開発行政について伺います。

船橋駅南口再開発事業は、フェイスビルの建設で171億円の借金が残りました。飯山満土地区画整理事業は、船橋市が実施主体となって進めていますが、すでに101億円もの赤字が見込まれています。さらに海老川上流域で約80ヘクタールの区画整理事業が計画されており、市の多額の財政負担が危惧されています。

こうした開発行政に、

1. 賛成 2. 反対 3. わからない

(ご意見がありましたらお書きください。)

)

4 原子力発電について伺います。

安倍政権は、原子力規制委員会の「規制基準」が満たされ、地元自治体の同意が得られれば原発の再稼動を認めるとしており、原発の外国への輸出も推進しようとしています。日本共産党は、「安全な原発はない」、「使用済み核燃料を安全に管理する技術はない」と、自然エネルギーへの転換を主張しています。

あなたは、原発の再稼動や輸出に、

1. 賛成 2. 反対 3. わからない

(ご意見がありましたらお書きください。)

)

5 憲法について伺います。

(1) 自民党は、改憲手続きを定めた【憲法96条】について、国会の「3分の2以上の賛成」という発議要件を、「過半数」に緩和しようとしています。

※憲法第96条(抜粋) この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。

あなたは、この改定に、

1. 賛成 2. 反対 3. わからない

（ご意見がありましたらお書きください。）

(2) 自民党は、戦争の放棄、戦力の不保持を定めた【憲法9条】を改定し、「国防軍」を創設して、日本を、「アメリカと一緒に海外で戦争ができる国」にしようとしています。

※憲法第9条 日本国は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。

あなたは、この改定に、

1. 賛成 2. 反対 3. わからない

（ご意見がありましたらお書きください。）

(3) 自民党は、【憲法97条】(基本的人権の本質)を全面的に削除するとともに、【13条】の「公共の福祉」を、「公益及び公の秩序」に置き換えるなど、人権への制約を拡大しようとしています。

※憲法第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

憲法第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

あなたは、この改定に、

1. 賛成 2. 反対 3. わからない

（ご意見がありましたらお書きください。）

6 具体的な要望事項やお住まいの地域でお気づきのことがありましたらお書きください。

道路や排水の整備、信号、カーブミラー、防犯灯の設置など
は具体的な場所を図に書いてくださると助かります。

(詳しい住所番地も記載して頂けるとすぐに対応できます。)

(地図など)

7 日本共産党に対するご意見をお聞かせください。

8 あなたの年令と性別をお聞かせください。 該当する項目に○をつけてください。

【年令】 10代 20代 30代 40代 50代

60代 70代 80代以上

【性別】 男 女

よろしければ、ご記入下さい。

住所 _____ 氏名 _____

電話 () _____

ご協力ありがとうございました

アンケートへのご回答は、①返信用封筒(郵送)、②FAX、③インターネット(「日本共産党船橋市議団」のホームページより)、④お近くの日本共産党の議員・党員に渡す、のいずれかの方法でお願いいたします。

船橋市立奏町2-10-25
船橋市役所内日本共産党議員控室
電話 436-3030 FAX 420-7201
Eメール nk-fsd@guitar.ocn.ne.jp
ホームページ jcp-funabashi.jp

▼郵送、FAXはこちらまで▼
船橋市二和東6-41-20 日本共産党千葉県西部地区委員会
電話 047-440-5240
FAX 047-449-7004

千葉県議会議員（船橋市選出）	
丸山 慎一	本町 7-21-6-709 ☎424(6347)
船橋市議会議員	
石川 敏宏	高根台 3-2-219-2 ☎462(4548)
佐藤 重雄	若松 2-4-10-203 ☎432(9872)
関根 和子	咲が丘 4-12-8 ☎447(0557)
岩井 友子	丸山 4-22-13 ☎438(8647)
金沢 和子	夏見 1-13-32-705 ☎422(5278)
渡辺ゆう子	習志野台 4-12-3-403 ☎462(7273)
中沢 学	前原西 1-10-23-202 ☎493(8140)
日本共産党千葉県西部地区 雇用とくらし相談室長	
松崎 さち	印内 3-27-1-502 ☎419(8470)